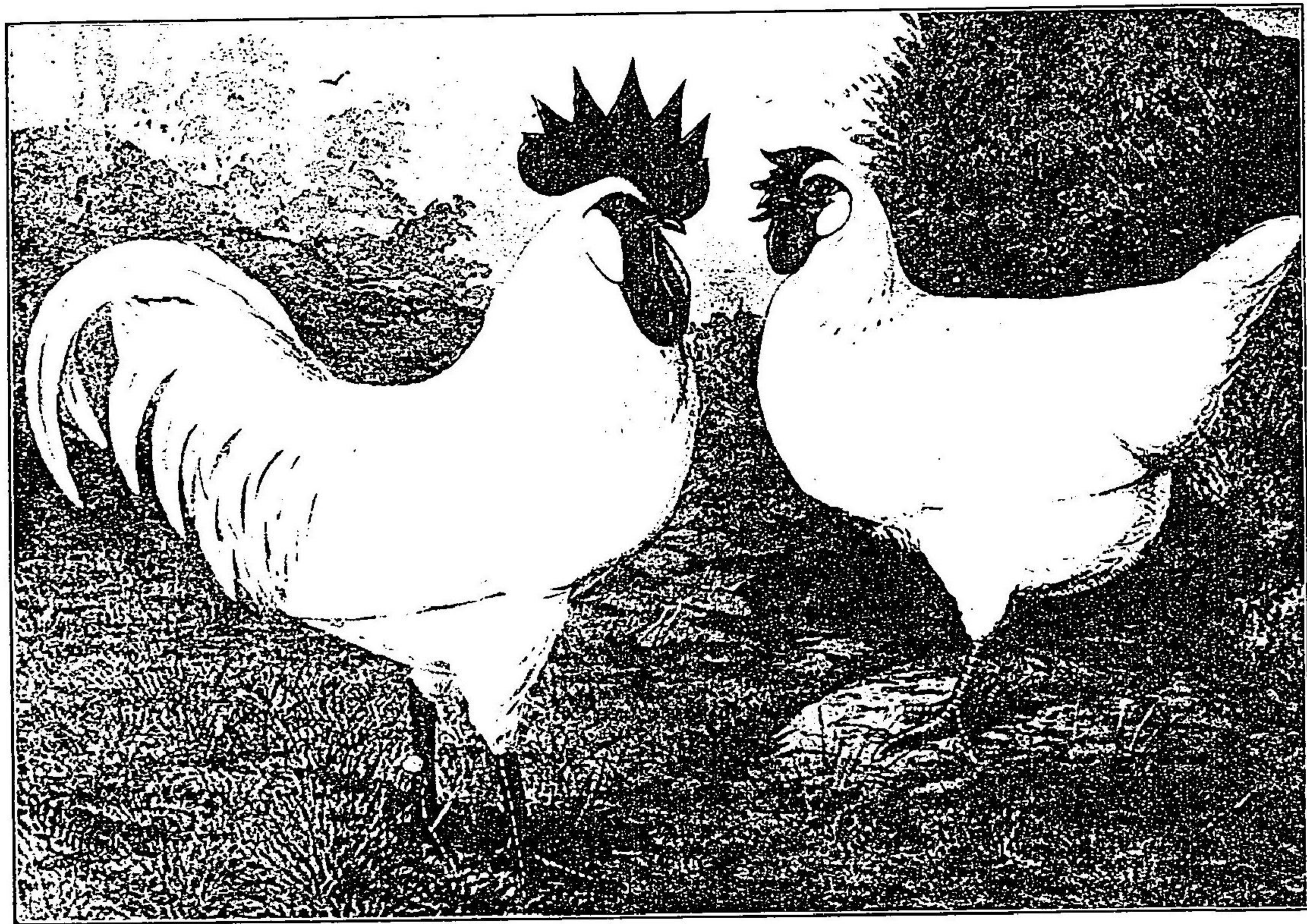
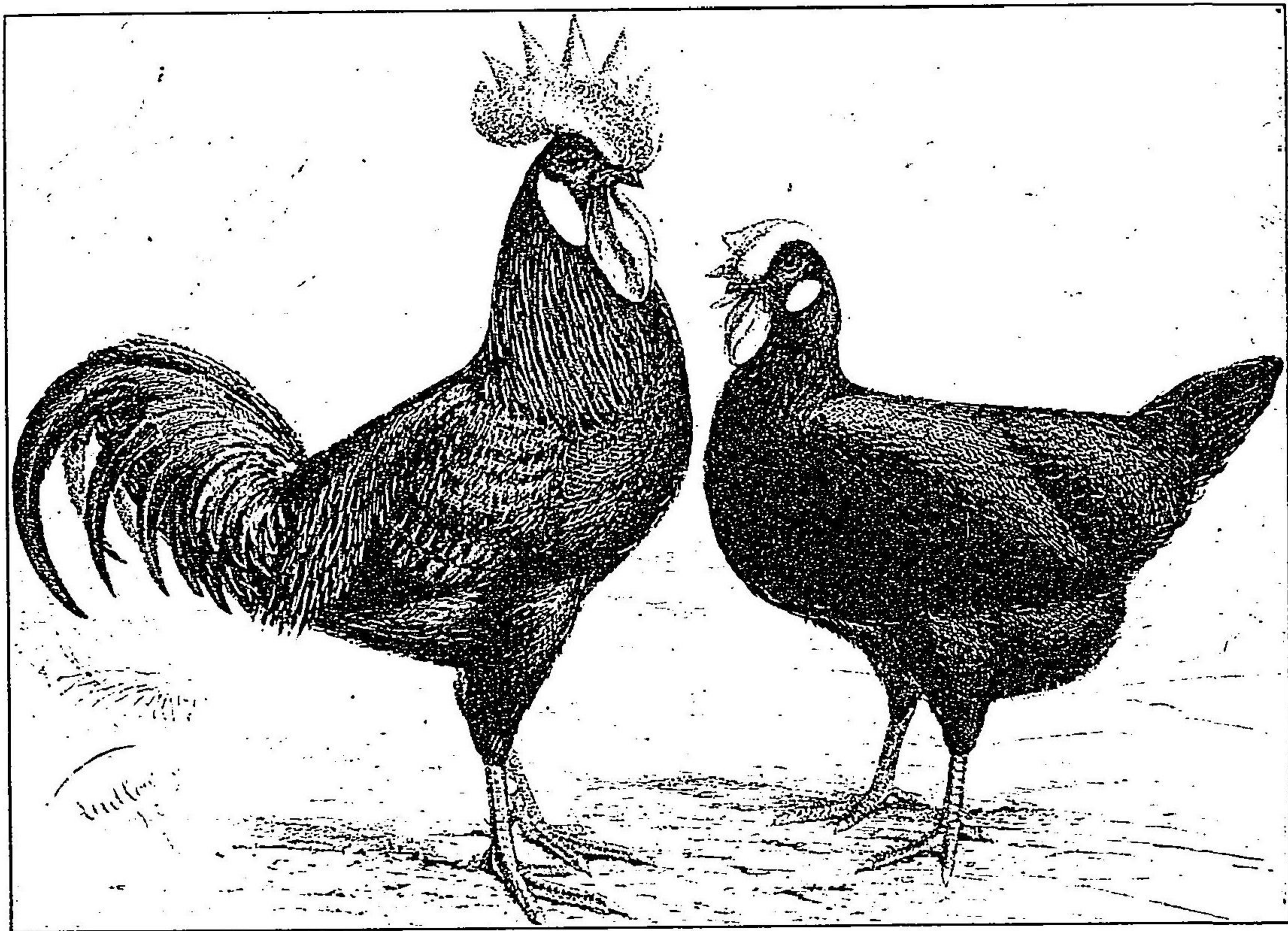


養良雞手引

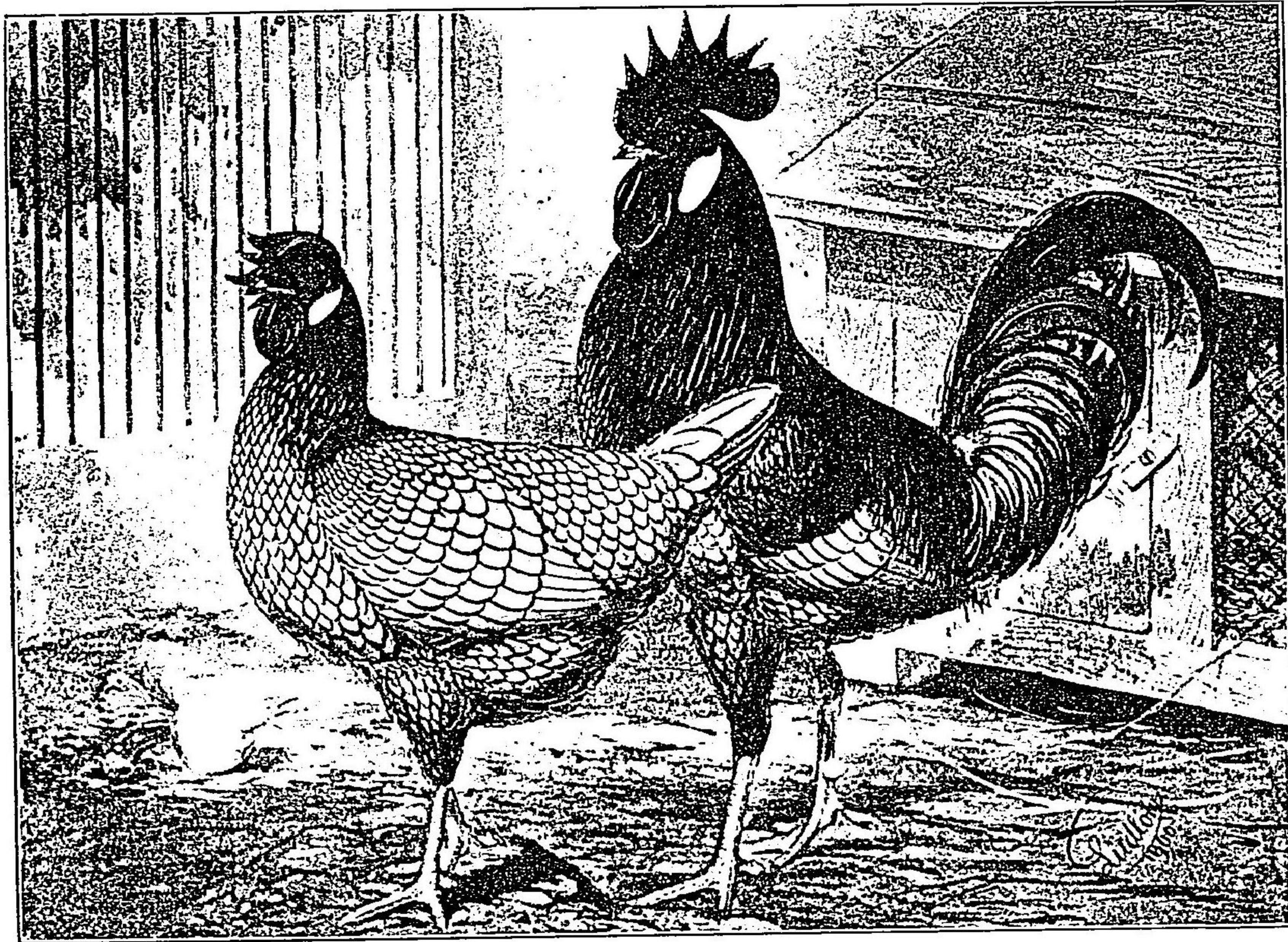
福島縣內務部



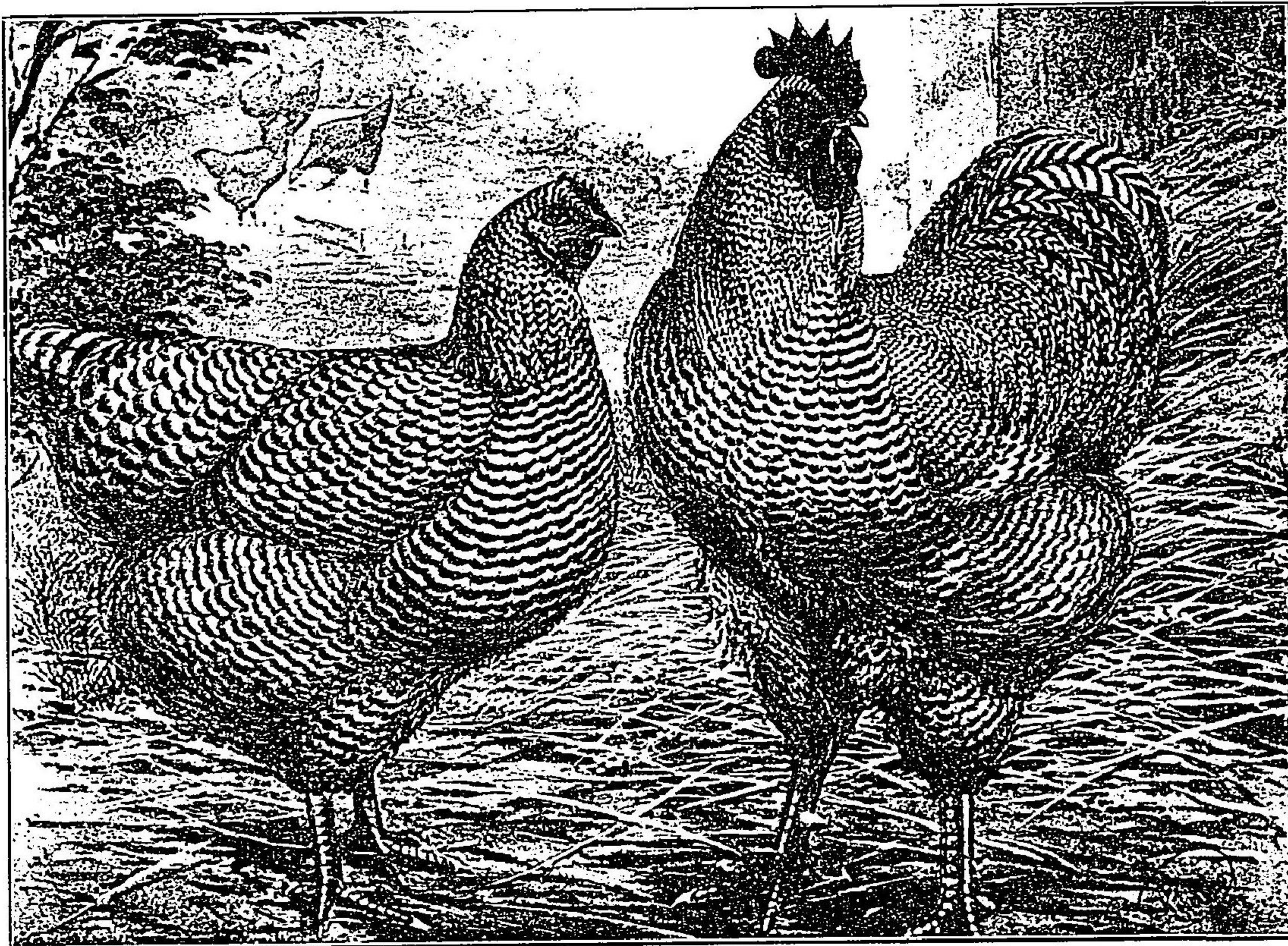
白 色 レ グ ホ ー



カ ル ノ ミ



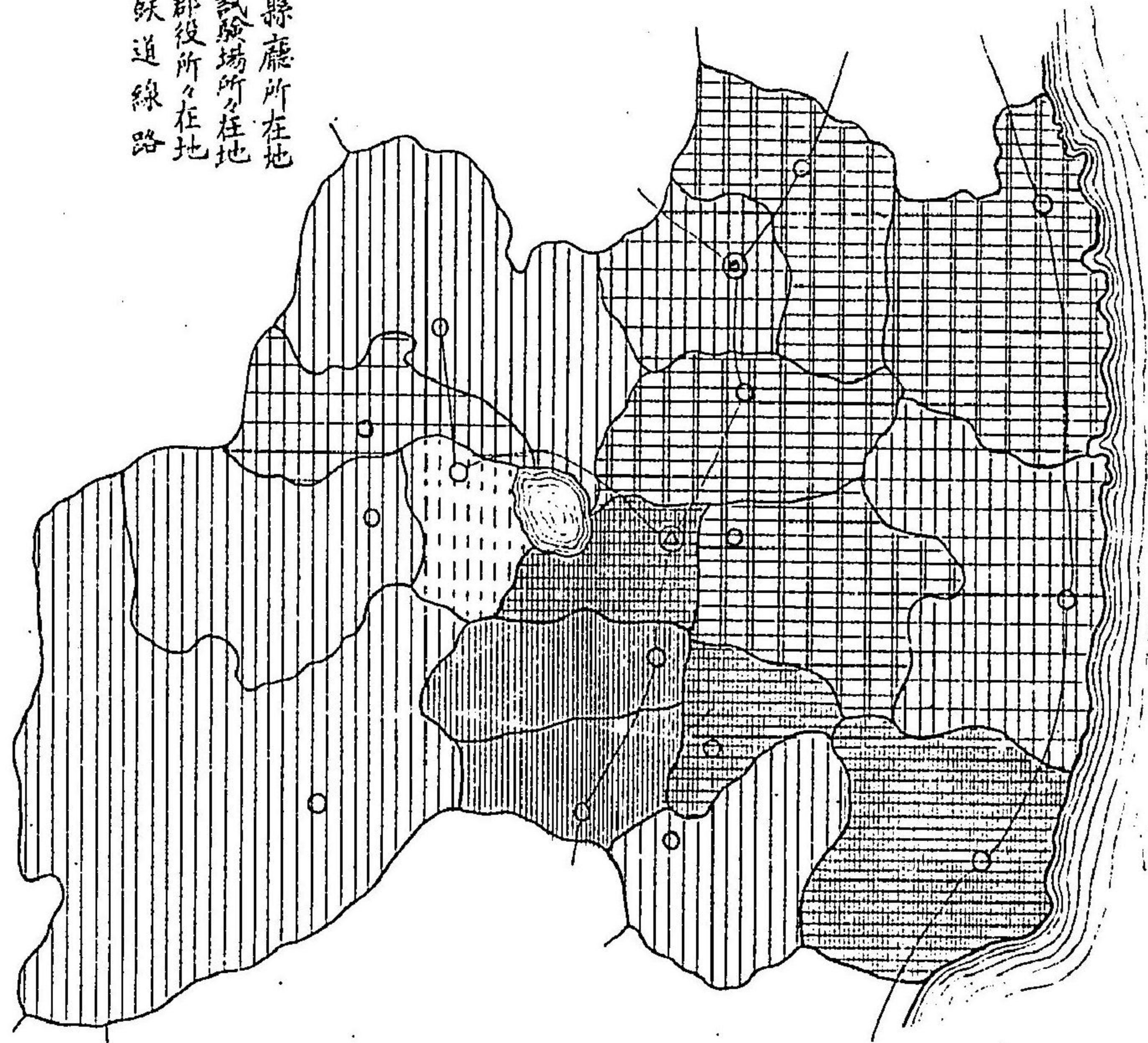
ンヤシルダンア



クツロスウマリブ班横

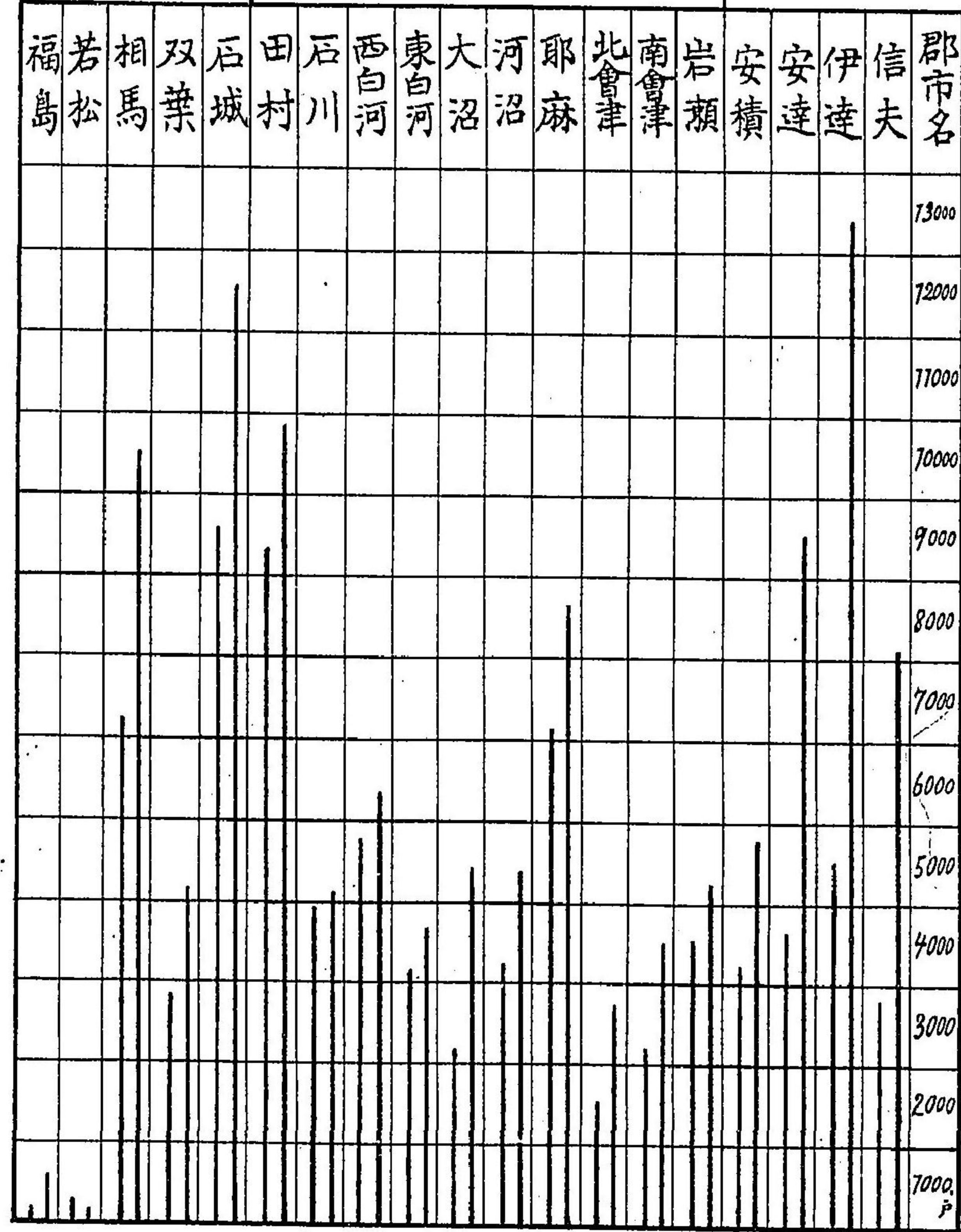
額產生鷄養

例 凡
 ○ 縣廳所在地
 ⊙ 試驗場所在地
 / 郡役所所在地
 〰 鐵道線路



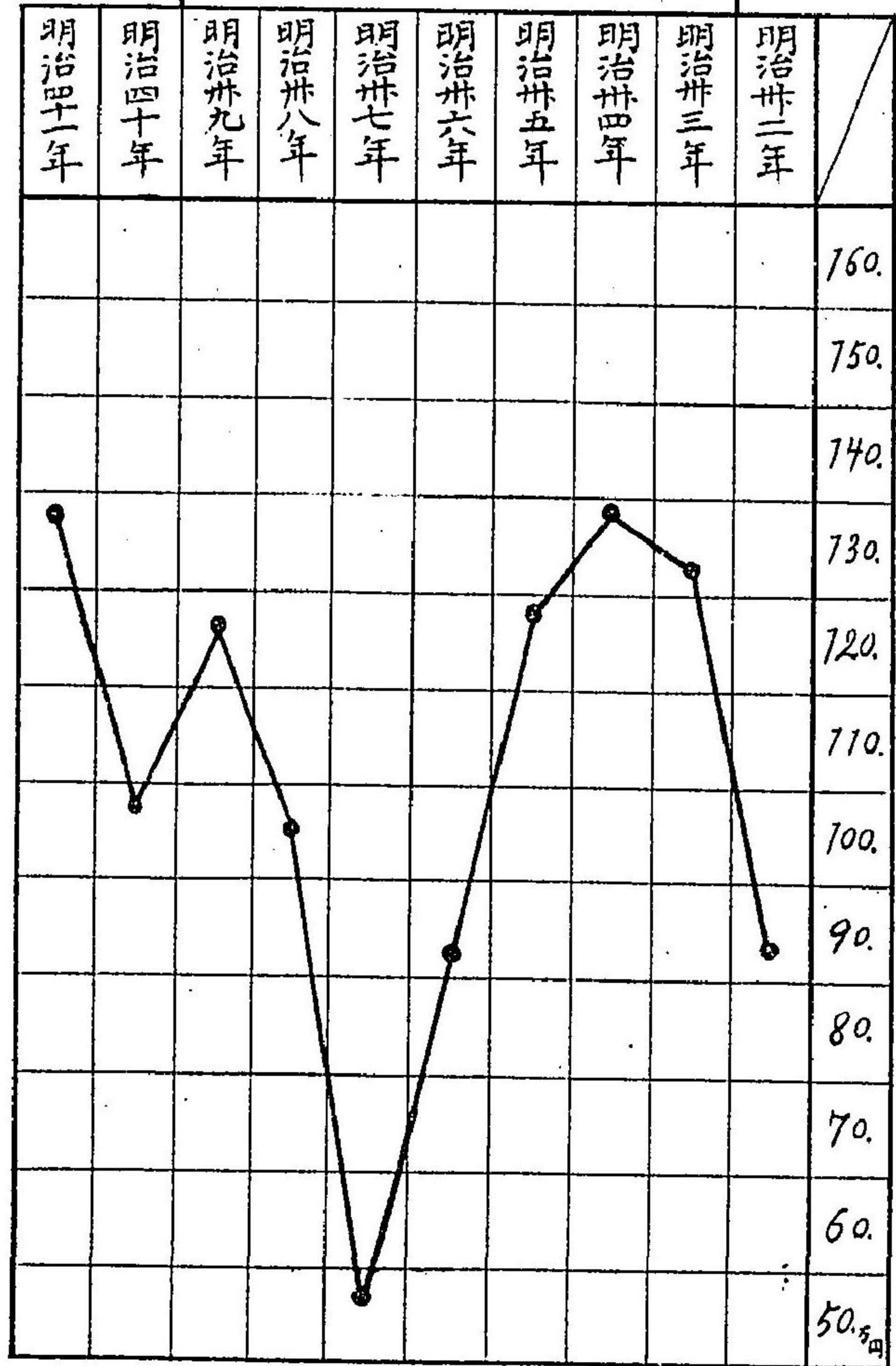
五 萬 圓 以 上	四 萬 圓 以 上	三 萬 圓 以 上	二 萬 圓 以 上	一 萬 圓 以 上	一 萬 圓 以 下

較比小數戶鷄養小數戶家農

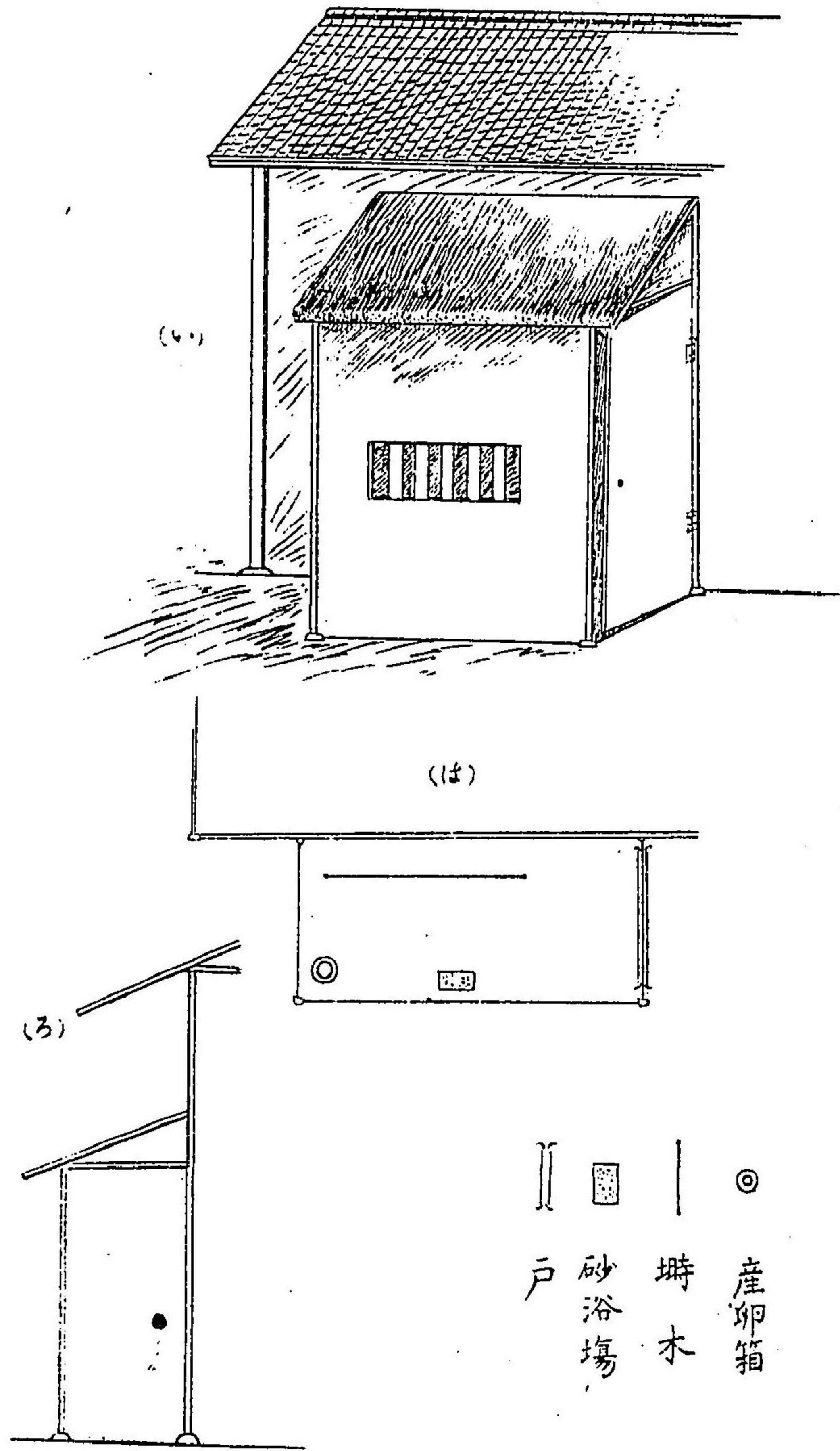


例凡
 養鷄戸数
 農家戸数

勢趨之入輸卵鷄

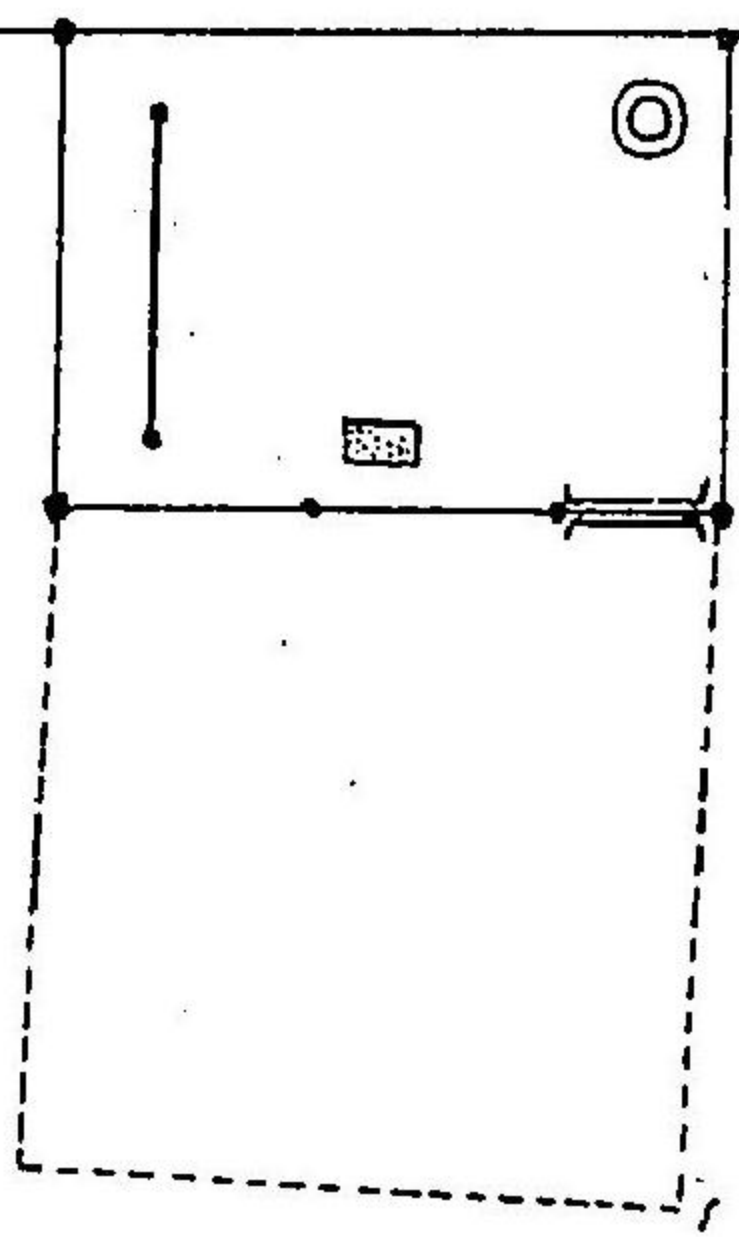
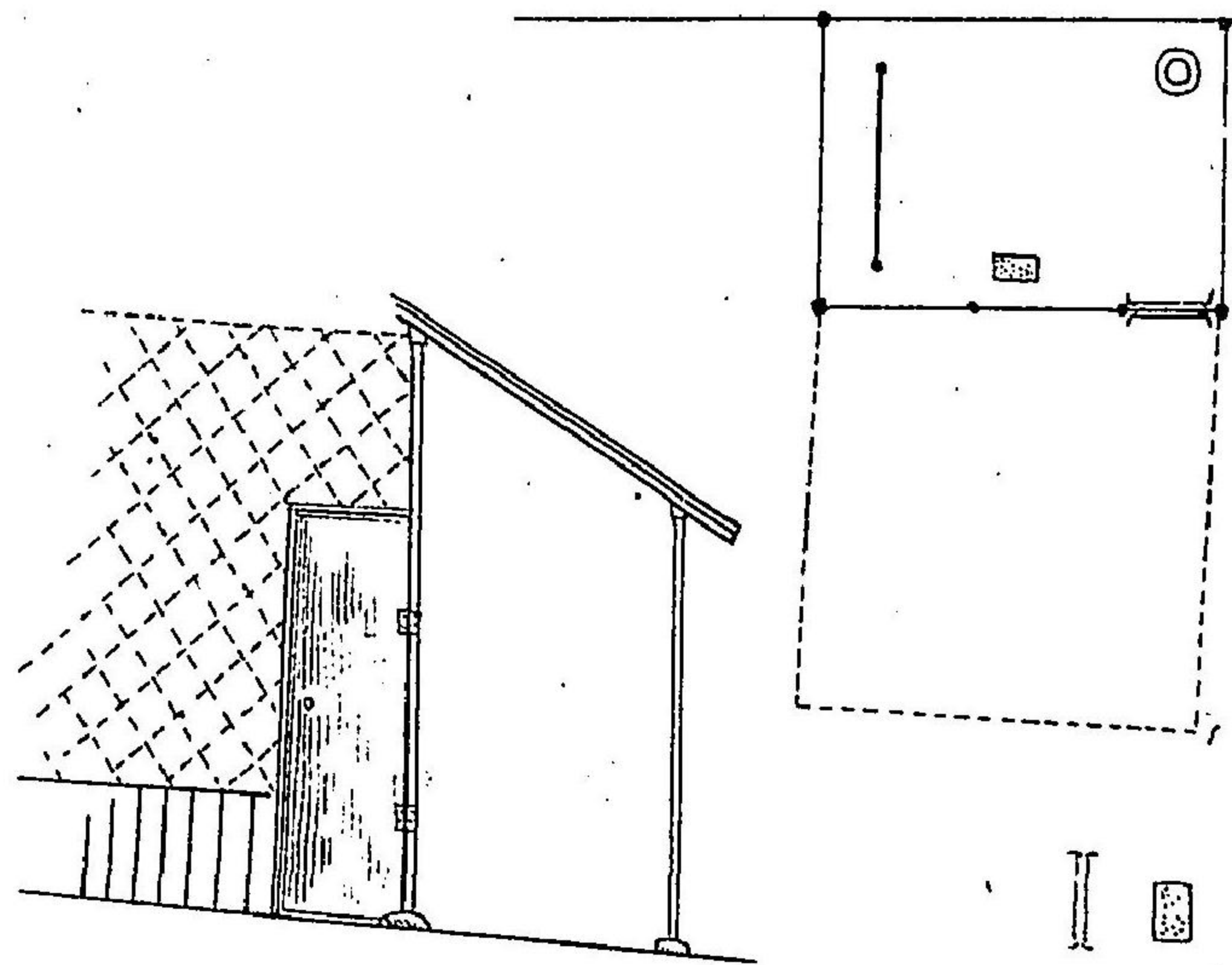
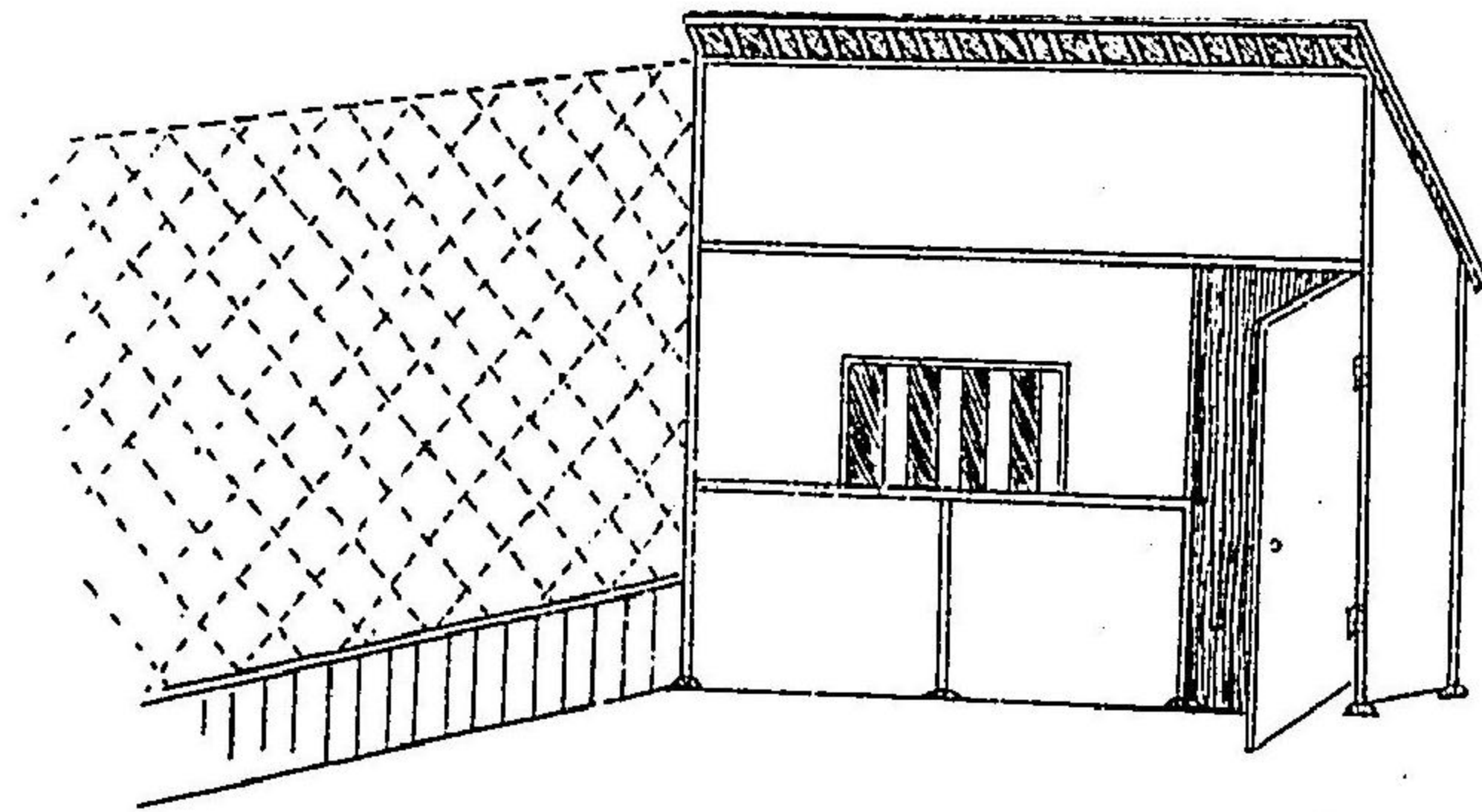


I 圖



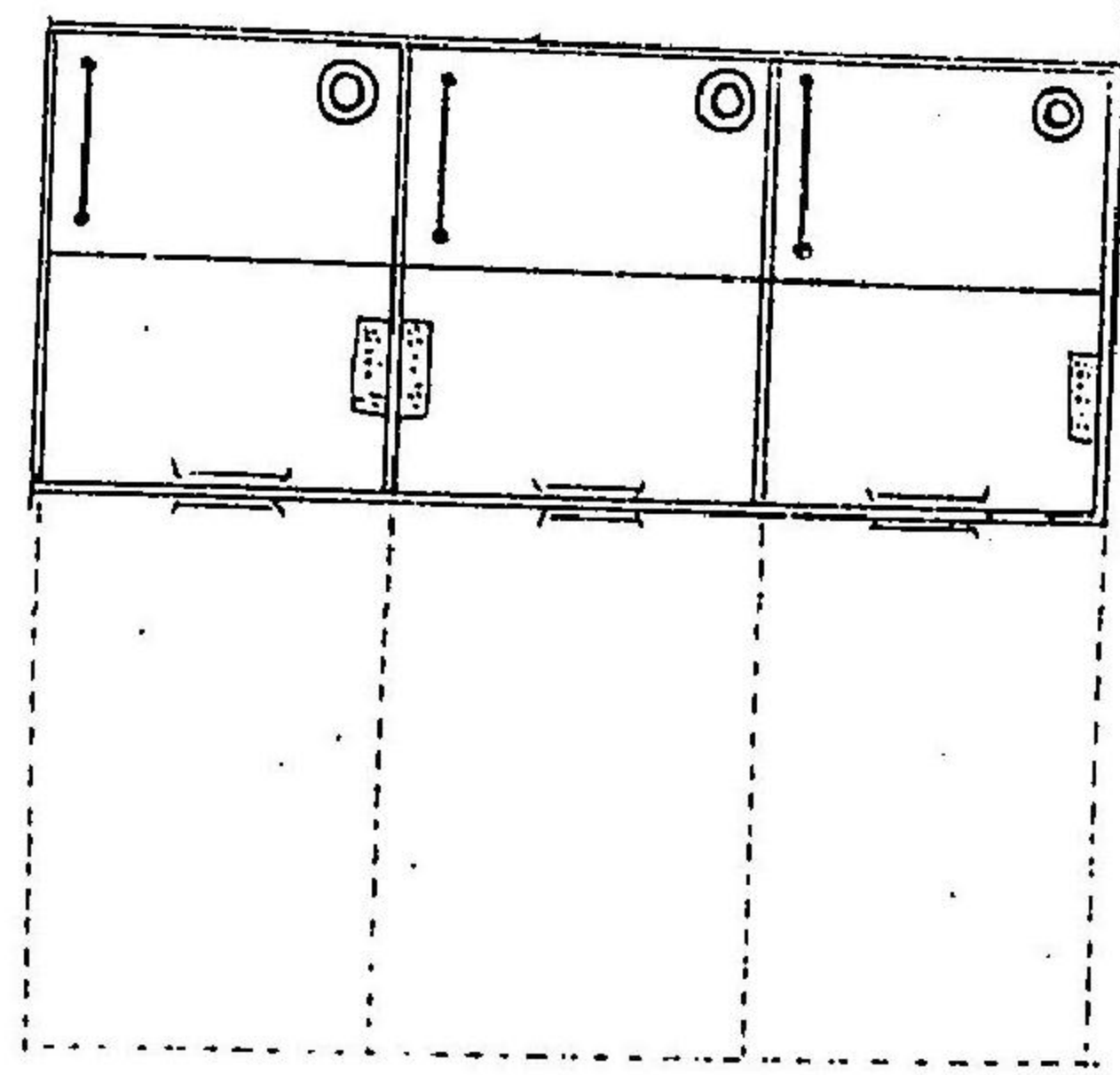
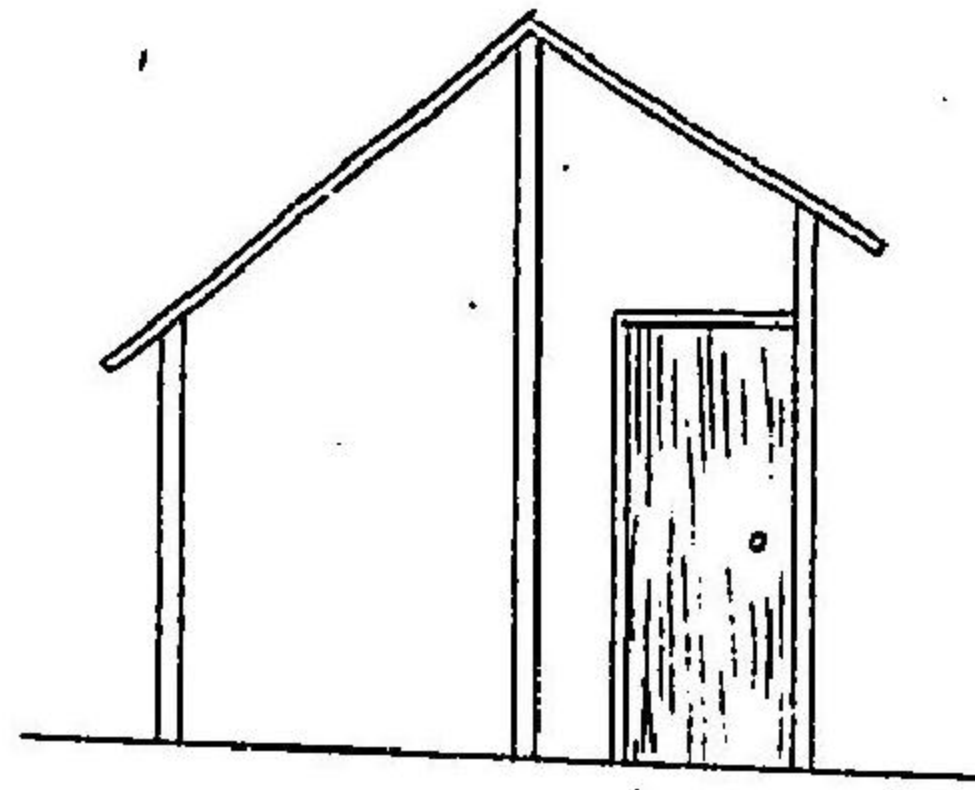
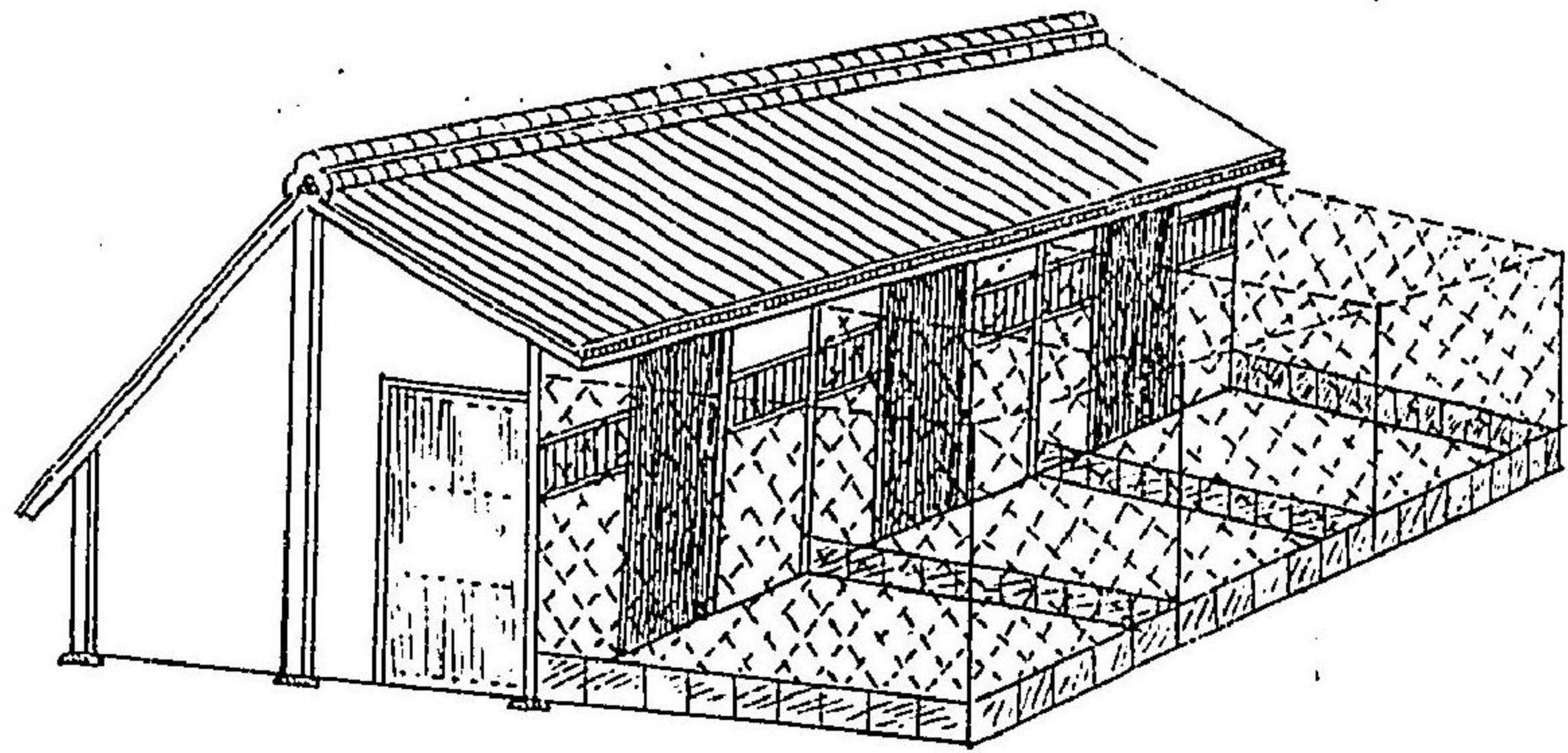
産卵箱
埴木
砂浴場
戸

II 圖



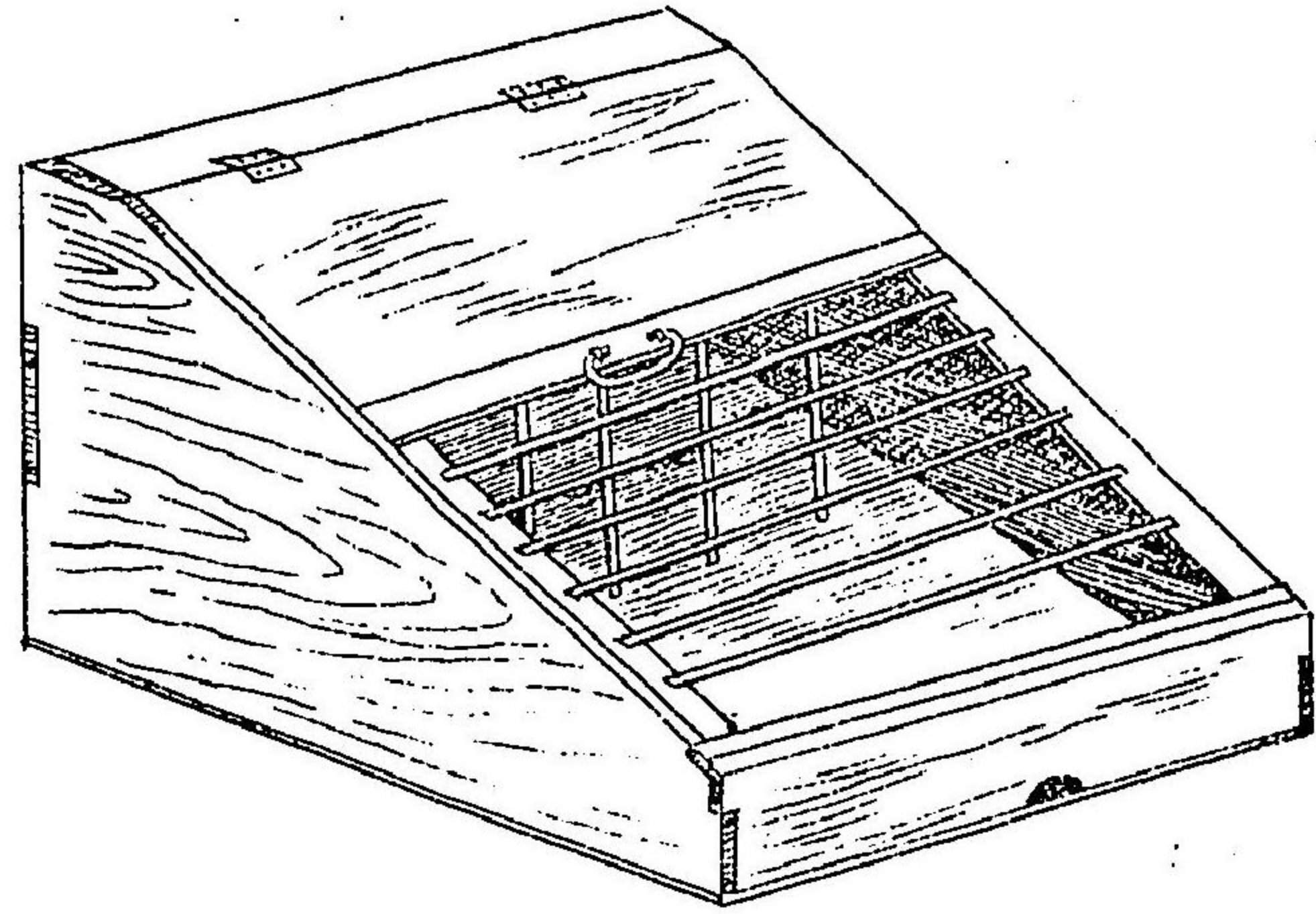
II 戶
砂浴場
| 榑木
◎ 産卵箱

III 圖

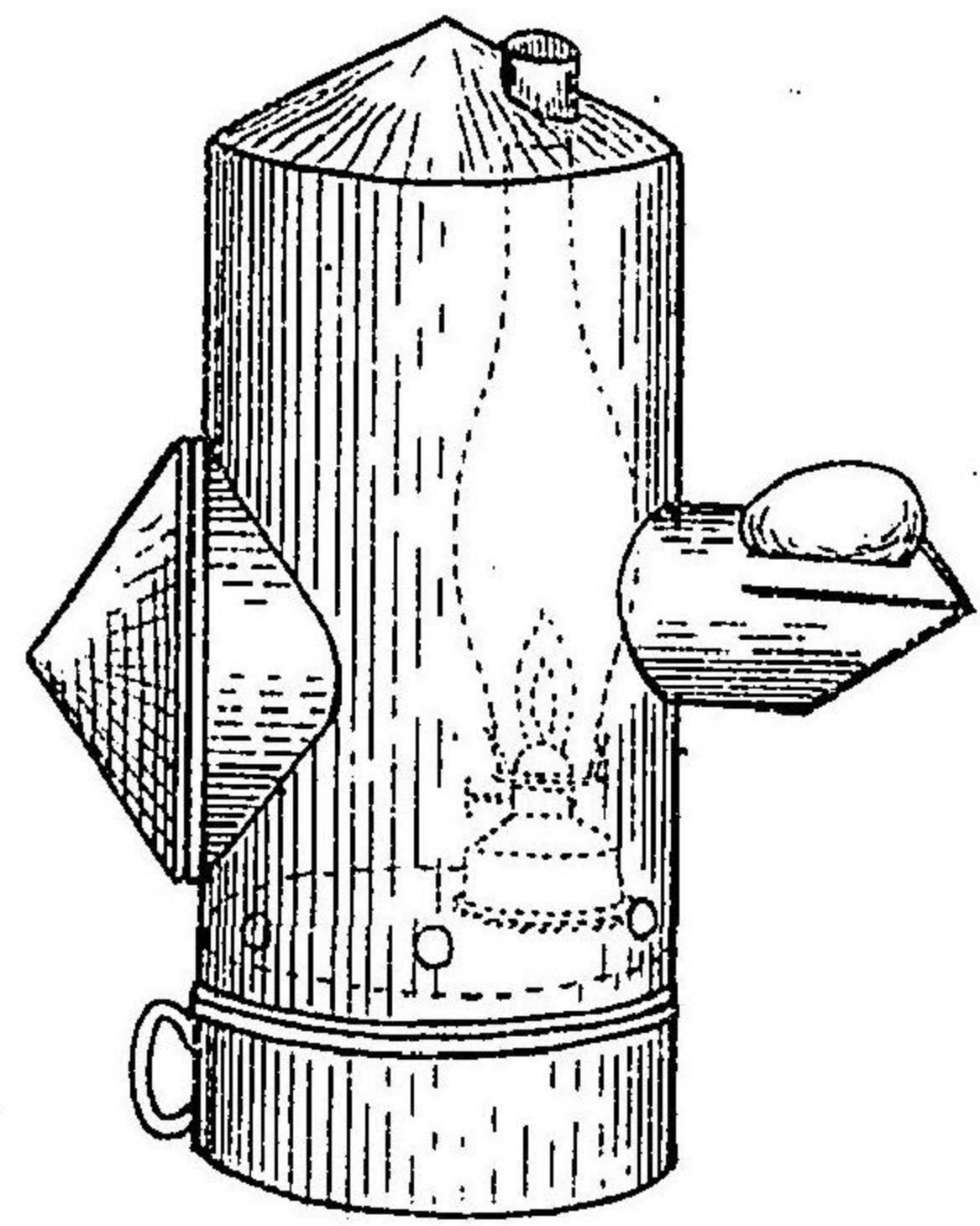


戶 砂浴場 埤木 產卵箱

IV 圖



箱雛育



檢
卵
器

327-293

養鶏手引目次

一、緒言	一
二、種類の種類	二
三、種類の種類	四
四、飼料の種類	四
五、飼料の調理と配合	六
六、鶏の管理法	九
七、日常取扱の要旨	九
八、給餌	一
九、鶏の繁殖	一
一〇、種鶏の撰擇	四
一一、種卵の撰擇	四
一二、種卵の撰擇	五
一三、化解時期	七
一四、化解時期	七
一五、孵化法	八
一六、雛の育成	二
一七、自然育雛法	二
一八、人工育雛法	三
一九、雛の飼育法	七

明治
43. 8. 1
内交一

(四) 雌の雌雄鑑別法	二八
一、鶏の利用	三〇
(一) 鶏の肥育法	三〇
(二) 鶏卵の貯藏法	三二
(三) 鶏糞の利用	三五
一、鶏卵肉の販賣方法	三七
(一) 卵の荷造運搬法	三七
(二) 卵肉の販賣法	三八
一、鶏の疾病治療法	四〇
(一) 疾病豫防法	四〇
(二) 家禽虎列刺病	四〇
(三) 實扶的里	四二
(イ) 細菌性實扶的里(ゴロ病)	四二
(ロ) 痰虫性實扶的里(鶏痘)	四三
(四) 結核病	四四
(五) 赤痢病	四四
(六) ルーブ病	四五
(七) 感冒病	四六
(八) 鼻加答兒	四六

(九) 嚙囊食滯	四七
(十) 下痢症	四七
(十一) 輸卵管炎症	四八
(十二) 佝僂質斯病	四八
(十三) 凍傷	四九
(十四) 白癩	四九
一、鶏の害虫驅除豫防	五〇
(一) 羽虱	五〇
(二) 糞虫	五〇
一、鶏の悪癖矯正法	五一
(一) 食卵癖	五一
(二) 食羽癖	五一
附 録	五二
福嶋縣種鶏補助規程	五二
農商務省種禽種卵拂下規程	五二
種禽種卵拂下ニ關スル農商務省告示	五七
家禽業ニ關スル農商務省ノ訓令	五八
家禽購買販賣組合模範定款	五九
縣下ニ於ケル鶏卵貯金ノ實例	六六

養鶏手引

一、緒

言

鶏は最も廣く飼養せらるゝ家禽にして人跡の到る所之れを見ざるなく其の數に於ても家畜中之れに比肩するものなし。其の所以たるや體質強健各地の風土に慣れ其の生産力強大にして且つ其の生産物たる卵と肉とは都鄙を問はず、又時の古今と洋の東西とを論せず廣く滋養的食料として貴ばれ其の需用年々増加を示し。我が國に於ても最近統計の示す所に據れば百二十拾餘萬圓の輸入を仰ぎ其數又實に九千二百九拾餘萬圓の多きに達す、これ本邦養鶏業の發達の餘地綽々たるを證するに足るものなり。

翻つて本縣の養鶏業を見るに農戸十二萬七千餘戸中、飼養者は約七割強即ち八萬九千餘戸にして總羽數五十五萬九千羽餘、一家に對する羽數四羽四分に當り其の生産力、卵肉共五十四萬圓に及ぶと雖尙は普及發達の餘地尠なからざるなり。而して農家をして小數の鶏を飼養せしめは穀廩の遺漏、收穫調製の殘物、臺所の殘滓等を利用し、殊に桑園、果樹園等を有する農家にありては之れ等の地に放飼すれば鶏は好んで害虫を捕食し害虫驅除の一助となり、一舉兩得の益あるのみな

らず、よく老幼婦女の勞力を利用し得るものにして今本縣下十二萬七千餘の農家
悉く一戸五羽づゝ飼養するに至らば其の生産額、卵肉共貳拾壹萬四千圓の利益を
得べきなり。

尙ほ從來の飼養管理の方法と種類の改良とを講ずるに至らば其の利又巨額に達
すべし、こゝに於てか養鶏業の縣内生産上尠からざる影響を與ふるものと謂ふべ
し。

然れども其の販路の方法當を得ざるに於ては何の利する所か之れあらん、故に
此の遺利を獲得せん欲せば共同販賣の方法に依り、最も有利なる副業とせざる
べからず、以下述ぶる所稍複雑に涉るゝ雖養鶏上緊要なる事項なれば常業者たる
ものよく熟讀玩味して其の活用を謬ることなく斯業の益々、改良發達を期せんこ
と切望に堪ゆる所なり。

一、種類の選擇

養鶏には卵用、肉用、卵肉兼用、愛玩用の四大目的ありて、各其の目的に應じ
体格、性質等自ら異なり、其の取扱の易きもの、難きもの等、幾多の種類あり之
れを選擇するは極めて肝要なる事に屬し、損益之れによつて相分るものなれば飼
養せんとするに當りて、其の目的に應じ、生産力の強弱、體質の健否、風土の適

否、飼養の難易、等凡て些細なる點と雖、充分吟味を重ねて後着手せずんばある
べからず。

殊に本縣の如き氣候寒冷の地に在る、農家は宜しく卵用、若くは卵肉兼用のも
のにして、性、強健多産なる實用鶏を、選擇するの必要あり。

從來之れ等の目的を以て改良されたる、卵用種中有名なるは、「レグホーン」、
「ミノルカ」、「アングルシヤン」、「ハンバーク」、「アンユナ」、「ウーダン」、「カン
ピン」、「スコツナグレ」等にして、卵肉兼用種として名あるは「名古屋コーナン」
「プリマウス、ロツク」、「オーピントン」、「ワイアンドット」等なり、就中東北地方
殊に宮城、山形等に於て強健多産として、賞揚されつゝあるは、卵用種の「レグ
ホーン」、「ミノルカ」、「アングルシヤン」、卵肉兼用種の「プリマウスロツク」、
「名古屋コーナン」等となす。之れ等の種類は比較的古くより我が國に、輸入され
たるものにして(名古屋コーナンは愛知縣下にて改良し造り出されたるものなり)
最も良く我が國の風土に適し各地に飼養せられ、又た歐米各國にありても實用鶏
として最も廣く飼養せられ、夙に其の特能を認め到る處に繁殖しつゝあり。今左
に各特性を記し種類選擇の参考に供せん。

各優良種の特能表

種名	原産地	生后産卵ニ至ル日數	雄ノ体重	雌ノ体重	体質	雌雄性	性質	一ケ年ノ産卵數	卵ノ重量	卵殼色	備考
レグホーン	伊太利	一五〇日	一、八〇〇g	一、六〇〇g	弱	欠	活潑	一、八〇〇—二、三〇〇	一、三〇	白	放飼
ミノルカ	西班牙	一八〇—一八五	一、〇〇〇—一、〇〇〇	一、八〇〇	強	欠	活潑	一、六〇〇—二、三〇〇	一、七	白	同
アングルシヤン	西班牙	一八〇—一八〇	一、九〇〇—一、九〇〇	一、七〇〇—一、七〇〇	強	欠	活潑	一、六〇〇—二、三〇〇	一、九	白	同
フリマウス	米	二〇〇—九五〇	一、三〇〇—一、三〇〇	一、五〇〇—一、五〇〇	強	有	温良	一、四〇〇—一、五〇〇	一、六	赤	同
名古屋コーナン	名古屋	一五〇—一八〇	一、二〇〇—一、二〇〇	一、八〇〇	強	有	温良	一、三〇〇—一、五〇〇	一、五	赤	同

●鶏の命數と産卵數 鶏の最も長命なるものは二十年に達するも普通は十年を以て一生涯と爲すが如し而して一生涯の産卵數は約八、九百顆にして其の三分の二即ち五、六百顆は生后四年迄に産卵し殘餘の三百顆は後の六年間に産卵すると云ふ。

一、鶏の飼養法

鶏の飼養は他の家畜と同じく其方法の巧拙は、直に事業の經濟に影響するものなれば、極めて周到なる注意を要す。

鶏の生活中は筋力、体温の發生及呼吸作用等により斷えず體質の損耗あるを免れず、殊に成長中の雛、産卵中の母鶏、肥育中の老鶏にありては、其の體質の損耗を償ふ以上の營養分を更に與ふるの必要あるを以て、以下飼養法に就て、略記せん。

(一) 飼料の種類

一 鶏は雜食性動物にして硬き木質、藁稈の類を除くの外、殆んど食せざるはなし然れども人爲を以て飼養するには、自ら之れが撰擇をなさざるべからず。

飼料には動物質、植物質及び礦物質ありて、動物質飼料として一般飼料に供し得べきものを擧ぐれば、魚屑、雜魚、肉屑、内臓、鰾粕、練粕、昆虫類にして植物質飼料は、米、屑米、糠、麥類、麸、粟、稗、粃、蕎麥、黍、玉蜀黍、大豆、豌豆、餛飩、豆腐粕、大麻の種子、綠菜類等にして礦物質飼料には石灰、砂、過燐酸石灰、骨粉、貝介等となす。

而して農家にて四、五羽の鶏を飼ふ場合には穀類の遺漏物、臺所の廢棄物等を以て足れりと雖多數飼養せんとするものは飼料の含有性分を給飼法を知らざるべからず。仍て此等に就て述べれば穀類は炭水化物即ち澱粉を多く含有し玉蜀黍大豆等は蛋白質に富み、兩者混飼するは鶏の營養上多大の利ありとす。

又た糠、麸、油粕、大麻の種子等は脂肪を含有し冬期間の飼料として缺くべからざるものなり、然れども、卵用種に此等の飼料を過多に給すれば反つて産卵停止するに至るを以て適量に與ふべし。而して前記の飼料と動物質飼料と混飼するは最も良好なる結果を得るものにして、動物質飼料は鶏の肉、卵の形成に必要な蛋白質を含有す、故に卵用、肥育用には缺くべからざるものなり。又た綠菜類は、副食物として諸種の消化營養物を含有するのみならず、鉄分を

含有し、強壯劑となり、又卵黄の色を良くし、且つ柵飼をなす場合に之を欠乏せしめんか、遂に疾病斃死するに至るを以て常に給飼せざるべからず。

又た骨格、卵殻の構成と食物の消化とを助ける上に石灰、骨粉、貝介、小砂、過磷酸石灰等を與ふるに注意せざるべからず。

其他飲料水を給するに、夏季は温かに過ぎず、冬期は寒冷に過ぎざる清水を常に給與し、時々微量の薑、硫酸鉄、炭酸鉄、肉柱等の刺激性の食物を與ふるも効果あり。

(二)飼料の調理と配合

小數飼養するものは粒餌を與ふるも可なれども、多數飼養するには可成練餌を給するを以て最も利ありとす、今簡單なる練餌配合の一例を示せば、糶を假りに六合とすれば、此に米糠四合を混じり、桶に入れ置き、別に鍋釜の類にて魚屑二合と水一升五合の割に煮出し肉汁を造り、之れを前記の糶と米糠とを混じたる桶に入れ充分攪拌し、軟硬を適度となし、之れに青菜を此の容積の四分の一だけ投じて良く練り合せば完全なる練餌を得、然れども土地によりて經濟的に得難き、飼料あれば可成廉直なる方法を講ずべきなり。

而して之れ等の練餌は朝と晝と二回のみ用ひ、夕食には粒餌を與ふべく、朝は可成早く消化し易き練餌を夕は可成遅く消化の徐々たる穀類を與ふべし。

又飼料の配合は寒暑により養鶏の目的如何により一定せざるも、夏は淡白にして含窒素營養物(動物質飼料の如き)を多く冬は脂肪炭水化物所含の飼料(米、麥、糠)を多くし、産卵鶏は澱粉脂肪を少なくし、需肉鶏は可成之れ等を多くし換羽期は脂肪、蛋白質、骨粉、石灰等を與へ、常に同一の飼料のみ與へず、調理法を代へ鶏の嗜好に適する様にせざるべからざるも急激に變化するは、却つて害あつて益なきものなれば漸次變化せしむることに注意せざるべからず。

給餌の方法は、一回に給す可き量の約八割を與へ、夫れより凡そ三四十分を経て未だ全部食ひ盡さざるに際し殘餘の二割を追加補給することとし、前に與へし餌料の殘否を斟酌し常に給飼時間を嚴守するを要す。

其の分量にありては飼料の種類、鶏の種類、体の大小、年齢等によつて其の食欲の度を異にするを以て概述すること能はざるも、普通一羽につき一日一合六七勺、大凡八、九十勺とす、然れども一日の分量を豫め規定するは、却つて實際に臨み過不足生じ、効なしと主として其の分量は飼養者自ら認定するより他に途なきも、其の適度は毎回給餌時の一時間許り前に餌器内が空虚となり鶏をして少しく空腹を感じしむるを程度とし、餌器は陶器製を最も便利なりとす。

●小養鶏國 我國にも亦丁抹國を縮小したる如き一境は「小養鶏國」あり。地は廣島縣賀茂郡なる一小村にして川上村といふ。吳、廣嶋の兩市其他近傍の諸地に在て川上卵と稱せられ其販路頗る廣き

ものは實に此村の産する所に採れりといふ。是より先き村に「鶏講」といへるものあり、十家を一組として毎月各戸より一圓を醸出し抽籤を以て順次を定め交互に鶏を買入れしむるの法を設けぬ。此組織は一に村長佐々木正夫氏の創意に係かると云ふ、初め同民は毎戸に養鶏を奨めて之を一村の副業たらしめんとを期したりしが一般の村民を奨むるに先だちて、先づ自から養鶏と起臥を俱にして之れが發育の順序を審かにし、遂には其身振を見ても直ちに其健否を辨じ得るに至れりといふ、爾來氏は其自得したりし飼養の方法をば更に村民に傳へたりしに村民亦服して能く其業に従ひ養鶏の業は忽ちにして村内に普及するに至れり、今や全村の養鶏は其數五千三百羽に達し一年産する所の鶏卵亦五十六萬個の多きを算せり、是に於てか氏は更に共同販賣の必要を感じて遂に之が方法を創りぬ、因りて先づ集卵の日を定め毎戸よりして其産卵を持來しめ、之が品質を検査して其良否を別ち更に之を取り纏めて共同荷造を爲し、之を吳竝に廣嶋の方面に輸出することとし其一年に得し所や近くは壹萬貳千圓の巨額に達せりといふ、農家の得る所としては、其額も亦因り少しとなさず、されど若し其收益を擧げて之を濫費するとせんか、有利の副業も恐らくは却て風俗紊亂の階たらんのみ。村長は豫め此に慮る所ありしかば先づ此弊を避け、更に進んで將來の利用に資せしめんが爲め郵便切手の貯金に依れる貯金組合を設けたりしに創立の後僅かに二個月を以てして既に二千五百圓の積立を得たりといふ。一たび此好況に監みるや村長は乃ち以て機逸すべかりすとなし愈々養鶏を普及せしめて愈村民の貯畜を増さんと期し、勸誘奨励最も力めたりしかば一村を通じて養鶏に従へるもの其數近く四百戸の多きを算するに至りぬ、されど之を全村の戸數六百に比するときは尙ほ三分の二に過ぎざりしより村長は是に於てか之が奨励のため更に賞與金の方法を設けぬ。

初め村長は貯金に要するの切手を取扱ひたるが爲め郵便局よりして手数料を得たるものと一ヶ月優に四十餘圓を超へぬ、村長は之を自己の収益となすおとなく更に移して之を賞與の資に供せり、組合員にして能く養鶏の業に勵み、又能く貯金をなしたる者は、何れも賞與を受領して愈々其業に精勵せざるなし、嘗て村の收入役吉田某の家に十二歳の小守女あり、必ず毎日の産卵數を手記して八個月の長さ、會て之を忘るおとなかりしかば竟に十一羽の養鶏を以てして概ね千五百個の卵を得之が飼料を差引くも尙ほ二十五圓の利益を得たるおとを實驗し得たり。村長之を聞きて深く其志に感じ其手帖を取りて之を複寫し、普く村民に配ち養鶏の副業として利益少なからざるおとを示して益々之が奨励に努めたりといふ。(田園と都市より採萃す)

一、鶏の管理法

鶏の管理は種類の撰擇、飼養の巧拙と相俟て養鶏上の三大要項にして、最も注意を拂ふべきものなれども、要は切實なる愛念を以て之に臨み詳細に鶏の舉動に注意し、鶏の意中に合せしむるに他ならず。以下日常取扱の要旨より鶏舎に就て述べん。

(一) 日常取扱の要旨

一、鶏は飼料の消化甚だ速にして夜間には空腹となるものなれば前述したる如く朝は可成早く夕は可成遅く給飼して風雨及嚴寒の際は戸外に鶏を出さず舎を開きてその内に放飼すべし。

一、夏期炎暑には舎内の窓を開き清潔にし戸外運動場には樹陰を設け(果樹、

桐樹を植ゆるを得策とす。日光の直射を避け、寒冷の時期は窓を閉ぢ隙風を防ぎ西北面に藁稈の類を以て風を遮断する設備をなすべし。

一、積雪多き寒冷の地方にては鶏舎内の藁を以て更に厩舎を設け隙風を防ぎ肉冠に凍傷なき様注意すべし。

一、鶏舎の内外は乾燥清潔を保つに努むべし殊に梅雨期に於て然りとす。

一、朝は鶏を舎外に出して掃除し夕食後直に舎外を清潔にして糞を取り集むべし。

一、雨雪冬期等の舎内に多く置く場合は二回以上除糞をなし清掃すべし。

一、毎月一回は大掃除を施行すること、この時は石灰乳、石灰酸等の消毒剤を撒布し害虫、傳染病の豫防を行ふべし。

一、産卵箱は毎朝清潔にし、餌器、飲水器等は一週間に一度清潔に洗ふべし。

一、運動場の表土はHを経るに従ひ鶏糞等にて不潔となり、鶏体の衛生に有害なるを以て年一回は受り換ふるを良しとす。

一、砂浴場を鶏舎の一隅に設け、少量の石灰硫黄等に混じ時々砂を取り換ふべし。

一、放飼をなすには果樹園、桑園等を利用して他の圃場を荒さくる様注意し鶏糞を直接利用し一面には害虫驅除に効少なからざるを以て一舉兩得の策を

講すべし。

一、急激に柵飼より放飼にし又放飼より柵飼にすることは之をさげざるべからず。

一、管理者は可成粗暴の舉動を避け鶏を驚愕せしめざることに努むべし。

・六二 鶏舎

農家の副業として小數の鶏を飼養するには、從來の如く居宅、納屋の一部を鶏舎に充つるも可なるも經濟上許す限りは適當なる鶏舎を設けざるべからず、況んや多數を飼養せんとするものに於てをや。

鶏舎を建設するには適地を相するを以て第一とし、可成住宅に近く陽光、風通共に十分なる東又は南の高燥にして排水良く北、西に森林、家屋等ある地を撰定せざるべからず。

而して之れが材量には多數ありと雖も、農家の尤も得易き藁、篠、茅、杉丸太竹等を以てするは獨り經濟的なるのみならず、冬期寒氣を防ぎ夏季炎暑を和ぐに利あり。

其構造は、地方の氣候、鶏の種類、形体の大小、飼養數の多寡に關係し、又單に鶏の寢所のみ充つるものと、其一部を給餌運動場を兼ねしむるに依つて、其規模、構造自ら異なり、單に寢所のみ供するものにおいて三尺平方に横斑

プリマウス、ロック、名古屋コーナン等の大種は四、五羽、はレグホーン、ミノルカ等の小種は六、七羽の割合にて足るべく、供餌所、運動場を兼ねるものによりては少くとも二、三倍の面積を要す。

又た舎外運動場は九尺に二間の運動場なれば小種は十四、五羽より二十羽を養ふべく、大種に於ては十羽より十五羽を適當とす。

小数の鶏を飼養するものによりては舎外運動場に代ゆゑに桑園又は果樹園に放飼すなを利ありとす。

之れか建設に當りて注意すべき點を擧ぐれば左の如し。

- 一、鶏舎は前述の如く南向を最上とし東向きは之れに次ぐ。
- 一、濕氣を防ぎ窓を設け新鮮なる空氣の流通を良くすべし、窓は無双窓硝子窓の兩様設けるよし。
- 一、隙間風の入らぬ様注意すべし。
- 一、本縣の如き寒冷の地にありては防寒の設備を嚴になすよし。
- 一、害敵(きつね、いぬ、ねま、いたち、へび)等を防ぐ爲め金網等を設け其他適宜の設備をなすよし。
- 一、鶏舎内の床は周圍より高くし可成三和土とす、其上に切藁、砂、糞、糞屑等を五、六分の厚さに敷き時々取換をなすべし。

一、舎内に砂浴場を設け砂を入れおくよし。

一、壁は可成石灰を混じたる南壁とすれば害虫發生の豫防に効あり。

一、埒木は自然木又は竹の直經一、二寸のものを用ひ時々取り換へ能ふ様にし位置は壁に接近せしめず、鶏の尾の末端壁より一二寸離る様になすよし。

今一二の實例を擧ぐれば圖Iは寢所にのみ用ゐる小鶏の飼養する場合にして(い)は正面圖、(ろ)は側面圖(は)は平面圖にして後方の高さ七尺とし前方は六尺とす奥行三尺間口一間とし側方に出入口を設け、入口の戸は蝶番にし屋根は藁又は小麥稈にて厚く、床面は中央少しく高くすれば可なり。

圖IIは片屋根式鶏舎にして(い)正面圖(ろ)側面圖(は)平面圖にして後方は高さ六尺、前方は七尺とす、間口二間奥行七尺地上三尺の位置に窓を設け、窓の高さ二尺、巾三尺前面右方に戸を設く。

圖IIIは給飼場及雨中運動場の設けあるものにして寒冷積雪の地、又は多數の鶏を養ふ場合に設くるものにして間口九尺、奥行二間とし光線を受くる爲め前面の屋根を短かくし高さは前面八尺後面六尺とす。

●家禽舎の消毒法 消毒法に三種あり粉末消毒、液体消毒、瓦斯消毒是れなり、即ち粉末消毒に用ゆべきは生石灰、硫黄華等の粉末を撒布するに在り此法は微細なる間隙に普及すること難くして甚だ不完全なるものとす。

液体消毒 は瓦斯体消毒の如く完全ならずと雖綿密に之を行ふ時は能く消毒の効を奏し得べし其の薬料としては石炭酸若くは昇汞等も用ふ可しと雖今日に在りてはフォルマリン水を最も良しとす、之を用るには噴霧器を以てし舎の内天井に至るまで些の遺漏なく撤布するに在りフォルマリン水は物質を損せずまた臭氣を發せずして奏効最も確實なるものとす。

瓦斯体消毒 は空氣の侵入し能ふ限り最も微細の間隙まで能く侵透し得べきが故に其効固より大なりと雖本邦の建築法に於ては其間隙極めて多くして寧ろ之を行ふに困難なりとす、其薬料は硫化水素、クロール瓦斯、蟻酸アルデヒート瓦斯等なりと雖最も簡便にして有効なるは木材燻烟とし木材燻烟に用ゆべきは松葉、杉葉、檜、桑、栗等をよしとす之れを行ふには舎を密閉して二三時間以内に於て充分に燻烟すれば殺菌に多大の効果ありとす。

一、鶏の繁殖

(一)種鶏の撰擇

種鶏の撰擇は養鶏家の最も腐心する處にして、之れが良否は直ちに其の特性を子孫に遺傳し爲めに多大の損失を來たす事あるを以て、假令副業的に飼養するものもありても、可成嚴密に撰擇せざるべからず。

即ち種鶏として其種類の特能を發揮し、強壯にして血統の正しきものたるは勿論年齢をも考查せざるべからず、普通は二才より三才までの間のものにして、羽毛、光澤あり、鳴聲鮮明、歩調確實、食欲盛んなるものにして、形体が色澤共に

缺點なきものたるを要す、又雌雄の体、何れか過大なるは避けざるべからず。

而して其の配合は種類により、繁殖用と卵用とによりても又自ら異なれり、今實驗家の説を擧ぐれば。

卵用の目的		雄	雌
レグホーン、ミノルカ		一	一〇—二一
アンダルシヤレ			
名古屋コーナン		一	七—八
横班プリマウス、ロツク	繁殖用の目的		
レグホーン、ミノルカ		一	五
アンダルシヤレ			
名古屋コーナン		一	三—五
横班プリマウス、ロツク			

(二)種卵の撰擇

孵化用種卵は、老若何れにも偏せざる二、三才の雌鶏の産卵後一週間目のものを以て最も適當とす、之れを撰擇として注意を要するは、卵の各個が種類特有の色澤、形狀を有するものたるべく、大に過ぎず小に偏せず、中庸のものたるは勿

論、外殻に紫色、褐色若しくは、灰色の斑點あり外殻を叩き金屬の如き響あるものを排けざるべからず。

卵形に就て種々の臆説をなすものあり、形の細長きは雄にして、圓きは雌なりと云ふ者あれ雖も、よれ亦信するに足らず、卵を以て雌雄を鑑別するは至難の事にして學者、實驗家の間に種々の研究調査をなしつつありと雖、未だ解決せらるゝに至らず。

種卵撰擇の要旨を擧ぐれば左の如し。

- 一、雌雄兩鶏の無病なるもの、卵たること。
- 一、換羽期の卵及其前後二三週間の卵はこれを種卵に供せざるを良とす。
- 一、雌の大に過ぎたるものに小なる雄の配偶したるもの、卵を避くること。
- 一、長く貯藏し、若しくは貯藏法の良しからざる卵を避くること。
- 一、異形を呈し、卵殻の厚薄不同のものを採らざること、可成形態色澤其他種類固有のものにして中庸のものたるべきこと。
- 一、激動を受けたる卵を避くべく遠く汽車等にて送附せられし種卵は一應荷解後約十二時間、風通し良く、温度の變遷なき靜かなる場所に安置し後抱卵せしむべし。
- 一、近親繁殖を永く行ひたる種鶏の卵を避くべし。

一、肥滿に過ぎ又は連産せざる卵を避くべし。

●種鶏の新旧による孵化試験成績

種卵産卵後の経過日數	有精卵百顆中孵化雛數	同上生育雛數	孵化雛百羽中成育比例
當 日	八六	七八	九一
三 日	八六	七六	八七
五 日	八二	六三	七七
七 日	七八	五五	七一
十 日	六二	三七	六〇
十四 日	四七	一八	三八
廿 日	二一	四	一九
四十 日	〇	〇	〇

(三) 孵化時期

抱卵孵化せしむるに當り其の期節を撰ばざるべからず、普通春秋二期を以て最も適期とす、就中春期に孵化せしむれば綠草、昆虫等の食餌十分にして雛の發育良好なり、従つて死亡するもの少なく、早春孵化せし雛は晩秋に至れば産卵を始むる等の利あり。

而して春季は動物の色情、旺盛の時季なれば、無精卵少なく、母鶏就巢の念又

た盛んなるを以て三、四、五月頃を以て最も適期となす。
たゞこの場合には羽虫の被害あるを以て之を驅除豫防に努めざるべからず。

然れども近來人工孵化法の盛んなるに伴ひ冬季を以て孵化の適期となすに至りたるも、農家にて自然孵化をなす場合には前述の如く早春か三、四、五月頃を以てなさざるべからず。

又晩春に失すれば梅雨期に入り雛の育成に至大の困難を來す憂ひあるを以て可成早く行はざるべからず。

(四) 孵化法

孵化法には自然孵化法と人工孵化法の別ありて前者は母鶏によりて抱卵孵化せしむるものにして、農家が小數副業的に飼養せんとする場合に最も適せり、而して後者は孵卵器を以て孵卵するものにして多數の孵化を行ふ場合に採るべく、頗る周到なる注意と熟練を要し、器具等の經費も比較的多く要するを以て專業的に行ふ場合の外有利なるものにあらずれば、茲に普通農家の行ひ易き自然孵化法に就て述べん。

抱卵せしむべき母鶏は性、温良、就巢性强く、羽毛深く、且つ密生せる老鶏を可とす、而して抱卵の場所は靜穩なるは勿論、空氣の流通緩かにして薄暗きを要す小數を孵化するには犬、猫等の被害の憂なき土間又は蠶室の一隅に籠、桶、明

樽箱の類を備へ置き、其内へ藁、乾草等を敷き、其上に一尺三、四寸平方に切りたる藁を敷き孵化用の巢に充つるを以て足れりとす。

而して箱、桶、樽等を用るは冬、早春の外は反つて温熱の爲めに母鶏を苦しむるを以て避けざるべからず、普通は高さ六寸直徑一尺二寸位の巢籠を用ふるを最も便利なりとす。

一回の抱卵数は十一二顆を以て適度とし多數の卵を抱かしむるには就巢せし母鶏より順次模造卵（木製又は陶器製）を一二顆宛抱かし假に就巢せしめ羽數に達したる時に種卵と取り換へ就巢抱卵せしむべし。

就巢中は一日一回戸外に母鶏を出して給餌する必要あり。此の際は玄米、屑米、菜類、魚等の比較的良好的飼料と、新鮮なる飲料水とを給すべく、飲料水は必ず飽食後與ふべく飽食後は必ず脱糞をなし、砂浴した後、巢に歸り抱卵を繼續するものなり、若し就巢の念強くして巢を離るるを欲せざるべきは靜かに巢より取り出し食餌を攝らしむること肝要なり。

巢立より歸る迄の時間冬季、早春は十五分間、晩春、夏季は三十分以内を以て適度となす、從來彼の就巢のまゝ飲食を與ふる如きは、母鶏の健康を害するのみならず、種卵の發育を阻害するを以て決して與ふべからず。而して母鶏の巢立せし間に毎回必ず巢籠を検し、不潔なる場合は巢籠の底に敷ける藁を取り出し、

棒にて叩き清潔になさざれば羽虫、糞虫等の害虫發生し、害菌を招き母鶏の衛生上甚だ有害なれば注意せざるべからず。

又た種卵の孵化の有無を鑑定し孵化力の無き無精卵、死卵等は之れを除き、卵殻に糞等の不潔物の附着せるものは微温湯に浸したる布を以て拭き清潔を保つべく種卵の鑑定は抱卵後一週間にしつて肉眼及検卵器等を以てすべく、肉眼鑑定をなすには卵の鈍端(太き端)を上にして、右の掌と小指との間に挿み日光を透して、見るものにして、其際卵の上半面に曇を認むるものは、受精卵にして一點の曇りなきは無精卵と見るべし、然れどもその方法たるや、熟練を要するを以て往々誤りを生ずることあり、注意せざるべからず、故に正確なる判定を下すは検卵器に依るをよしとす(第IV圖)之れによりて検卵すれば受精卵(血のかくりたる卵)は其の胚子(目と稱する部)の發育状態を知ることを得、卵を靜かに左右に動揺すれば胚子の蔭影從つて動揺するも、無精卵(血のかくりぬ卵)は之れに反して透明なるを以て易く鑑別し能ふ、かくして二週間に至らば健全なる種卵の胚子は固定し、若しく發育せるを以て唯暗黒なるのみにして一見、死卵と鑑別するに困難を感じ、死卵は肉眼、臭氣、振動、打響等によるより他なし、即ち死卵は種殻面に稍暗紫色を帯び外面より少しく惡臭を感じ、振動すれば強く振動するは動もすれば健全卵を傷ふの恐あれば注意を要す)内容動き「コト〜」と音響を發し、爪先

にて軽く叩けば金屬の如き音響を發するを以て知るべきなり。

尙ほ就巢中注意を要する點は、温度及濕氣を欠乏せしめざるにあり。母鶏渴を訴へ多量の飲水を欲する時は已に疾病の徴にして、体温下降し、就巢性を失ひ巢立ちするものなれば、斯るものは速に他の健全なる母鶏に取換へざるべからず。

次に抱卵中乾燥に過ぐるは最も忌む所にして常に適度の濕氣得たしめべからず、而して水分の不足は卵の鈍端の氣泡を検し通常より大なれば即ち濕氣の不足を示すものにして、巢底に敷きたる蓆に少量の水を灌ぐが、若しくは青菜の類を巢底に入れて濕氣を補ふべく、又た小なる刷毛又は布切に微温湯を浸し、卵に濕氣を給すべし。

如斯爲す時は十八、九日頃より孵化し始め遅くも廿一日目には大抵孵化し終るものなれば、雛の孵化するに従ひ母鶏を取出し給飼するを止め先きに孵化せし雛より順次一方の母鶏の側に集め餌付する迄は母鶏の腹下に安靜ならしむべし

●老若の鑑別

- 一、老鶏は其趾の根部太く大にして且強固なり。
- 二、老鶏の脚鱗は粗にして隆起し、若鶏は平滑にして光澤あり。
- 三、老鶏の嘴は固く肉冠厚くして粗造なり。
- 四、老鶏は羽毛の光澤を減ず。

五、耳朶白色なるものは老るに及んで漸次赤色を帯び且其面に皺を生ず。

●就巢を促し雛を強ゆること

母鶏を撰擇し稼めよく注意を加へて良飼料を給し温暖なる鶏舎に移し産卵したる卵は取り去らずして其巢内に置き十顆内外に及ぶ時は大抵就巢の念を發するものなり、この時は可成模造卵を用ひるに利あり、飼料は煮熟したる澱粉質の多きものを可とす。

雛を強ゆるには蛋白質に富める動物質飼料と青菜とを等分に與へるか又は柵飼にありては之れを放飼するも可なり又た其尾に鈴又は紙片を結付ければ雛集するに至るべし。

一、雛の育成

自然孵化法により孵化せる雛が獨立の生活を營み得るまで、母鶏に楯育せしむるを自然育雛と稱し、孵化後人工を以て育雛するを人工育雛と云ひ、兩者各々得失あり、自然育雛法は、農家の普通行へる法にして最も簡便なり、又た人工育雛は專業的に多數育雛するに必要なるのみならず、母鶏の疾病又は斃死したる場合には人工育雛法に依らざるべからざるなり。

今左に自然育雛法より順次人工育雛法を述ぶ。

(一)自然育雛法

雛の孵化し出づるや、體質頗る弱く外界の影響に感じ易きものにして殊に孵化後一二週間は斃死歩合多く、最も注意を拂ふべきものなり、其の育雛の難易は一

に時期によりて異なり、晩春、初夏の頃は氣候温暖、飼料自ら豊かにして發育亦可良なれば育雛も從つて容易なり。

雛の孵化後三十六時間を経れば体勢備はり、第一回の給餌となすべきなり、然るに従來孵化後直ちに給餌をなすものと又た孵化後二晝夜以上餌を與へざるものごあり、これ等は反つて雛の發育健康を阻害するに至ると以て注意せざるべからず。かくして、体形備はり來れば日中、快晴のときは、母と共に屋外に遊ばしむべし、これ雛の衛生上多大の效果あるのみならず、自ら探食し食餌を嘴攝するに慣るるを以て將來發育に資する所、大なればなり。

此の法によれば雛の管理飼育は主として母鶏に托するを以て最も安全なりと雖、尙ほ外敵を避け、雛の危険なる場所に臨ましめざる様監視を嚴にするの要あり。また陽光、炎熱、天候の激變等は、雛の健康を害ふよご大なるものなれば、これ等に對し相應の保護を加へざるべからず。

されば保護、管理上最も手数を軽減し且つ安全に育成せしめんには籠又は箱の中に飼ふを便利とす、最も簡單なるは伏籠を使用し、晴天の日中は草地の上に母鶏と共に伏せしむ箱を用ふるには其構造種々あるも就中第IV圖に示せるが如く中央格子にて仕切り、其の前部は雛の運動場、後部は母鶏を入るゝ雛の管理室となし、中間の格子は雛の出入を自由になし能ふ程度となすべく、然れば雛は自由に

出入し、母鶏に踏み斃さるゝ事なきのみならず、食餌は運動室にて與ふるを以て母鶏に雛の良食を豚食せらるゝの患なく、箱の底に藁を敷き、毎日之を取り換へ清潔に保たしめ風雨の外、晴天の日中は戸外の温暖なる場所に出し、夜間は箱のまゝ舎内に入れ、箱の上に藁類を覆ひ保温に努むべし。

一母鶏に托する、雛の数は約二十羽内外にして各季、早春の際に於ては三、四週間、晩春、初夏の際は一二週間に足るゝ雛、経験少なきものは可成長く附托し置くを安全とす。

雛を母鶏より分離せしむるには、一時に分離するを避けざる可からず、然らざれば雛は分離せられし當時慣るる迄は終日異聲を發して母鶏を探し、食餌も取らず爲めに衰弱を來す恐れあり、故に分離せんとするに當りては、晴天、無風の良日を撰み、日中數時間分離し、夕方又附托し、其の翌日は晝間のみ分離し置き、二三日を経て全く分離すへし。

(二)人工育雛法

人工孵化にて多數孵化せしめたる場合又は自然育雛の際、母鶏を失ひ適當の媒母鶏のなきときは雛の獨立の生活をなし得る迄は人工を以て適當なる育雛を爲すの要あり。

普通の場合には假母器を用ふ、其の構造は石油空箱等の簡單なるものより構造

甚だ複雑なるもの等ありて、形状、大小皆一様ならず。其目的とする所は或は熱源により雛体を温め、且つ適當の装置により母鶏に抱かざる如き感を與へしむるにあり。晩春、夏季の候なれば雛体を温むべき熱源を要せず、唯愉快なる寢所を與ふるを以て足れども、早春、冬季にありては母鶏の体温に相等すべき温度を給せざる可からず、其の温度には直接火氣を用ふるもの、湯温、水蒸氣温、烟温電氣等によるもの、これれども、之れ等は其の何れにせよ小數の雛を育成せんとする農家にありては甚だ不經濟なるものなれば、今最も簡易なる自温育雛法に就て述へんこす。

自温育雛法とは雛の体温と陽光とを利用するものにして、この目的に供する育雛器は實に簡單なるものにして、高さ七寸、巾三尺、長さ三尺を有し、上面は紙障子を覆ふ様に造られたる木製の框にして中央に仕切を造り、上面の障子は開閉自在になし、晩春、夏季は其底に藁を敷き、雛を運動せしめ、早春、夏季にありては底に粗穀又は切藁の類を三四寸に厚く詰め、其上に藁を敷き一尺平方に付、孵化後一二週間の雛なれば十羽乃至十五羽を入れ、晴天、温暖なる日は之れを戸外に出し、障子を隔て、陽光を受けしめ温暖なる時は框内の温度著しく上昇するを以て温度の調節に注意をなすべく、其の調節を計るには障子を少しく開き、空氣の流通を計り、尙ほ甚だしき時は全く障子を去り、簣等を以て温度を調節すべ

く、而して風雨、寒冷の際には、中間仕切の一方に集めて、其の収容面積を狭くし、専ら自温を以て保温、育成せざる可からず、かくして雛の成長に伴ひ、収容面積を廣くするは勿論、底の粗殻、切藁は時々取換へ清潔を旨とし、夜間には藁製の經一尺五寸、深さ八寸許りの畚に入れ舎内に置くべし、而して其蓋は中央細かさ目の金網をなし、空氣の流通を計るべし。

斯くて六七週間を経れば、雛は發育し抵抗も稍強くなるに至るを以て、自然育成の場合に使用せし如き箱にて温度、乾燥、清潔、飼養管理に一層注意をなし、既に孵化後八九拾日に至れば成鶏と同一の取扱をなすべし。

尙ほ人工育雛法に就て注意すべき要點を擧ぐれば。

- 一、育雛に必要な温度は夜間華氏八十度内外、晝は七十度内外を以て適度とす。
- 一、温度の激變及隙風は育雛上最も注意を要す。
- 一、氣温に對する調節は育雛上の被覆物及器内の羽數等によるを以て寒き時は厚く被覆をなし（空氣の流通を圖るべし）温かき時は薄くなし、器内の羽數も一平方尺に夏季晝間には六七羽、夜間二十羽内外とし、冬期晝間は八九羽、夜間は三十五羽内外とし雛の成長に伴ひて羽數を減じ、一週間は約二割、一ヶ月日には約五割を減ずべし。

- 一、夜間集合し、微聲を發するは過寒を示し又互に離散し、兩翼を張り嘴を開き呼吸劇しきは過温を告ぐ徴にして脊を相接し熟睡するは適温を知るべし。
- 一、雛の温度の過不足は直に其翌日甚だしく水を欲するを以て此の場合と水を節し、青菜を多く與へ温暖なる場所に放ち良食を給すべし。
- 一、雛を育雛器より出す場合は一時に廣き場所に放つを避け順次廣き場所に出すことにすべし。
- 一、五六週間を経て雛の成長するに至らば晴天、温暖なる日中のみ陽光十分なる場所を放ち運動を採らしめ青菜、昆虫等を採食せしむべし。

(三) 雛の飼育法

雛の飼料の良否、消化の難易は其の發育に多大の關係あるものなれば飼料の撰擇に注意せざるべからず。

飼料は消化容易にして滋養多きものたるは勿論、其の成長に従ひ漸次粗食に變すべく、普通用ゐらるるものは、鶏卵、鱈、昆虫、屑米、麸、大麥、米糠、粟、麥芽、青菜等にして又石灰質、磷酸質の骨、貝介等を與ふるものこす。之れ等を給飼するには其の分量、調理に注意するを要す今其一例を示せば雛の孵化後三拾六時間を経れば、鶏卵の卵黃の煮たるものを粉碎し、小米又は屑米、細截せる青菜等を混じ一日に四回與へ次の日より約一週間は右の飼料の他、鱈を焼き又は煮た

るものを摺り潰したるものを、小量混じり一日七回に分飼し一週間後は鶏卵を廢し
鱈、屑米、小米等を多くし、一ヶ月に至らば鱈を減じ、粟、糠等を小量與へ一日
六回に分飼し更み三ヶ月に達せば鱈に代ふるに魚屑小米、粟等を以てす。かくし
て發育に従ひ回数を減じ、五ヶ月日は以後は成鶏と同一の取扱をなしへし可成解
化當時は小量を與へ、一週間を経れば小量づゝ、其の回数を増加し多食せしむべく、
絶へず新鮮なる食餌を器内に存せしめざるべからず。又た飼料の急激なる變化を
避け常に雞の骨格、構成を助くる爲め石灰、骨粉過燐酸、貝介類等を分碎して與
ふるは一面に於て換羽を速ならしめ發育を良好ならしむに効果尠からず。

(四) 雞の雌雄鑑別法

雞の雌雄鑑別法は老練を要し、最も至難なる事なり。雖、自ら其の據るところ
なかるべからず、今其大様を擧ぐれば。

- 一、體軀重大なるは雄、輕少なるは雌なり。
- 一、頭嘴共に大にして頸軀伸長せるは雄にして之れに反するは雌なり。
- 一、舉動活潑にして喧噪を好み歩行に際し脛趾を高く歩調大なるは雄にして、
之れに反するは雌なり。
- 一、冠の後部軟毛の生せざる部分廣く短かきは雄にして、稍長く狭く尖りたる
は雌なり。

- 一、肩張り肩羽疎にして、早く生ずるは雄にして整然として夥多なるは雌なり。
- 一、脚太く趾長大なるは雄、之れに反するは雌なり。
- 一、眼光自ら威容ありて炯々たるは雄にして、之れに反するは雌なり。
- 一、冠の鮮紅にして發育稍早きは雄にして、之れに反するは雌なり。
- 一、鳴聲の高く濁れるは雄、之れに反するは雌なり。

●養鶏と貯金 茨城縣茨城郡東中村大字小橋は戸數六七十戸の小部落なり、年々奢侈の風長し村内中
産を減し果ては高利貸の金を借りて祖先傳來の土地建物まで失ふ者多きに同村の郵便局事務を取
扱たる質商栗栖某氏深く之を憂ひ村民に貯金を勧めて此の弊風を救はんを欲し恰も田舎の農村と
て家毎に鶏を飼養し日々に若干の卵を得るも村民は之を利用せず徒らに食用するが然らざれば小
兒の貲買ひ錢に供するに過ぎざるを見て新に鶏卵貯金組合なるものを起し各組合員は一口毎に一
日一顆づゝの鶏卵を積み貯へ一人幾口も加盟するを得ると爲し毎週一回豫め日を定めて各組合員
は一週間に積み貯へたる鶏卵を持寄り此日は鶏卵仲買商と約し置きて出張せしめ各組合員の鶏卵
は大小を問はず、重量を秤りて之を受取り仲買商にも重量にて賣り各組合員には鶏卵代價の現金
を渡さず、各自所持の貯金通帳に記入し、現金は盡く集めて栗栖氏の手預り之を利殖し村民又
は組合員の借りんと欲する者へは三人以上の連帯を以て低利にて貸出し且つ月賦に償還せしむる
方法なり。

此の仕組によれば貯蓄者は現金を積むにあらずして唯だ日々に養鶏の産出する卵を積むのみ其事
容易に行はれ易く又一方には之を貸附けて利殖し且村民の高利貸に困しめざるを救ふが故に其
効果は甚だ顯著にして去三十五年六月之を始め當初は僅に十五六名の組合員なりしもの後には四

十餘名と爲り三十七年一月迄には組合の貯金額四百六十圓に上り今は組合員も殖へ皆樂しみて養鶏の數を増したれば今後は一ケ年二千圓許の貯蓄は期し得らるべく利益は之に止まらず此方法に刺激せられ同村にては小學生徒まで鶏を飼養し卵を積み貯金に代へ、また近傍各村にても之を倣ひ漸く其風を爲さんとするといふ以て範となすべきなり。

一、鶏の利用

(一) 鶏の肥育法

若鶏を肥育せしむるには、去勢術を施すべく、老鶏を肥育せしめんには、肥育法を採らざるべからず、前者を施行するには一種の技術を要し、比較的損失多きものなれば、普通農家にては後者によるを安全なる方法とす。

凡て鶏を肥育せしむれば、其利益、單り肉量を増加し得るのみならず、其肉質柔軟多汁其味を佳良ならしめ經濟上頗る有利なるものなり。

其の方法には自然的肥育法と人工的肥育法とあり、自然的肥育法にありては、鶏を高さ一尺五六寸奥行一尺二三寸、長さ任意の箱中に閉居せしめ自由に採餌せしむるの法にして、其の箱に八寸つゝ位に隔壁を設け、前面と底面とは格子となし、上面には開閉自由なる上げ戸を附し、前面に幕を垂れ室内を暗くし箱内に給餌器を備へ置き、箱を地上五六寸の高さに置き、底には砂、切藁等を厚く敷き、清潔になし、鶏を之の箱内に入れ約十二時間斷食せしめ給餌の場合には、約半時間、

前面の幕を上げ光線を與へ後給餌す、この時の飼料は蕎麥粉を牛乳(コンデンス、ミルク又は脱脂乳にて代用するも可なり)にて練り合せ、又は大小麩粉等を混するも可なり、初め三四日間は牛乳を要するも後に至れば、水を以て代ふれば足れり、其の分量は一日に三回となし、鶏の自由に啄食するに任す、かくすること三週間及べは能く其の目的を達するものなり。

然れども之の場合は野菜を時々與ふること緊要なり。

次に人工的肥育法は歐米各國にて古くより行はれたる方法にして、唯前法と異なるは飼料を固形又は流動体になし、人工を以て給餌する方法なり。其の固形食を與ふる場合は豫め大小麥、燕麥、玉蜀黍、蕎麥等の粉を適量に混じ、之れを牛乳又は水を以て練り合せ、婦人の小指程の大きさ、即ち長さ一寸五分、直徑三分位の棒狀に堅め置き給餌する前に一度水に浸し置き、給餌するには、鶏の嘴を開き、強制的に口中に詰込み、初め一回に三本とし、一日晝夜二回與へ日を経るに従ひて一本づゝ加へ、遂に一日に十二本より十五本を與ふ、もしこの場合に鶏が下痢に罹りたるときは一時中止し又更に初めより之を與ふ、かくすること三週間にして肥育するに至る。

其の給餌なるにあたり、最初は鶏が嫌ふ傾きあれども、回數を重ねるに従つて馴れ來るものなり。

流動食を與ふる場合には、先端の平滑なる漏斗を以て鶏の口より、右の飼料を液状となして、流し込むなり。

何れの方法たるを問はず、肥育し終らば時を移さず、賣拂ひ屠殺せしむべし。

(二) 鶏卵の貯藏法

農家の自家用、販賣用を問はず鶏卵貯藏の必要切なるを感ず、殊に三四月頃最も多産なる時に際し、過剰の鶏卵を簡易に貯藏して産卵、寡少にして卵價の騰貴著しき秋冬の候に至る迄安全に貯藏することを得るに至らば養鶏、經濟上に至大の影響ありて、其利益は單に養鶏家のみならず、農家に及ぼす所不尠なり。

之れ等に對しては夙に、歐米各國にて良法發見に、努力研究も既に有効なる方法案出されたるもの多數ありと雖、之れを直ちに我國に移さんか、未だ其の適否を知るに苦しむも、嘗て農商務省月寒牧場澁谷種禽種豚場にて試験し之れに對する解決を與へたり。

又た本縣立農事試験場に於て夙に此の研究に着手しつゝあり。今其の成績概要を記さんに。

農商務省月寒牧場澁谷種禽種豚場試験成績

第一回 貯卵試験成績

貯藏月日 良卵の割合

一、硅酸曹達溶液 (一名水ガラス) 一七三 三、五
一六五 四、七

一、セーブル溶液 一二二 七、七
七八—四五 七

更に同場にては一〇%の硅酸曹達溶液の貯藏力を試験せし所に據れば。

第二回 貯卵試験成績

卵の生産月	貯藏月日	貯藏	日	數	良卵の割合
第一回	三月	同	同	百二十九日	六、〇
第一回	四月	同	同	同	七、〇
第一回	五月	産卵即日	同	百二十九日	九、〇
第一回	六月	同	同	百二十九日	九、〇
第二回	六月	同	同	百三十三日	九、〇
第二回	七月	同	同	百三十三日	一〇、〇
第三回	三月	同	同	二百六十四日	二、〇
第三回	四月	同	同	二百六十四日	二、〇
第三回	五月	同	同	二百六十四日	三、三
第三回	六月	同	同	二百六十四日	三、三
第三回	七月	同	同	二百六十四日	三、三

七	月	同	百四十六日—二百八日	七、三
八	月	同	百四十六日—百七十七日	九、三
九	月	同	百十六日—百四十六日	一〇、〇

右の成績よりすれば、硅酸曹達液、最も鶏卵貯藏に適する事を証したり、又た獨乙にて種々の藥品にて試験せし結果を述べんに、四百個の新鮮卵を二十組に分ち一組二十個つゝごあし、七月一日より翌年二月末迄八ヶ月間の貯藏を行ひしに左の如き成績を得たり。

- 一、食塩水を入れたるもの 全く不良
- 一、紙にて包み貯藏せるもの 八〇%不良
- 一、藁中に貯藏せるもの 七〇%不良
- 一、明礬液にて處理せしもの 五〇%不良
- 一、硅酸曹達(水ガラス)を假漆せしもの 四〇%不良
- 一、木灰中に貯藏せしもの 二〇%不良
- 一、石灰水中に貯藏せしもの 全 良
- 一、硅酸曹達液に貯藏せしもの 全 良

右の成績によるも硅酸曹達液は貯藏の目的に最も適當せるものにして、其の硅酸曹達液の經濟的價値は二封一瓶の時價二圓二拾錢内外にして一〇%溶液を製す

るごきは約二升五合即ち八十個の鶏卵を貯藏し得る、液量を得、これ鶏卵一個に對して金二厘六毛餘に當る、之れ實に經濟的の貯藏液と云はざるべからず。其の液を以て貯藏するには、陶器製の甕、又は桶等に硅酸曹達一割と沸騰水九割を入れ、充分攪拌して溶解せしめたる後華氏六十度以下に冷やし貯藏せんとする卵は豫め清水にて殻面を拭ひ、靜かに此液の中に入れ液面より一二寸の所まで堆積するに及べば止め、卵の上層面には板又は竹籐等を以て、卵を液面に浮出せしめざらしめ蓋にて密蔽し、温度の變化少き住宅の床下等に安置す。

(三) 鶏糞の利用

鶏糞は卵肉に次で貴重なる副産物にして一日一羽の排泄量約三分奴(乾物)にして肥料に用ひ有効にして其の新鮮なるもの百分中の肥料三成分を示せば。

水	分	有機物	窒素	燐酸	加里
鶏糞	五六、〇〇	二五、五〇	一、六三	一、五四	〇、八五

之れ糞尿の混合せるものにして、窒素の主要なる化合形は尿酸鹽にして其の腐敗分解するには「アンモニア」及炭酸「アンモニウム」となり、其の腐敗醱酵は烈しきを以て成分の損失あるは免るゝ能はず、殊に鶏糞を陽光にて乾燥するが如きは、之れ等の貴重なる肥料成分は空中に逸散するを以て、鶏糞は採集の際已に

乾燥せるものは止むを得ずこなすも、其の他は可成採集の都度、左の方法を以て養分の散失を防かざるべからず。

- 一、風呂水等と共に攪拌、混合液肥とし、鶏糞十貫匁に付過燐酸石灰、二三百匁を混じ、蓋をなして暗所に貯藏し腐敗せしめたるものを施用すること。
- 一、稍腐熟せる堆肥中に混じ、適當の水分を施し、能く踏壓し稍温氣を感じる程の温度にて醗酵せしめ、少量の過燐酸石灰を混じ置き充分腐敗せしものを使用すること。

往々農家にありては鶏糞を激烈なる肥料なりと稱し、之れが使用を避くるもの尠からず、如斯は其の施用法の誤れるものにして新鮮なるものを、其のまゝ使用するか、若くは乾燥せる後、直ちに、之を施用するに因る。

如斯場合は鶏糞中の尿酸鹽は作物に對して有害作用をなすを以て必ず前記の方法に依つて施用せざるべからず。

●卵の新古を知る方法 卵の新古を知るには卵の比重を利用すること最も便法なるも普通簡單なる鑑別法を示せば左の如し

- 一、新鮮なるものは其の殻粗疎にして、古きものは油氣を帶ぶる如く滑かなり。
- 一、鈍端氣胞大なるは古卵にして其の小なりは新鮮なり。
- 一、鈍端及び鋭端に舌觸して鈍端に温氣ありて鋭端冷なるは新鮮にして兩端温なるは腐敗卵なり
- 一、食塩水中に投じ沈下するものは新鮮卵にして浮上るは古卵なり。

鶏卵肉の販賣方法

(一)卵の荷造運搬法

食用卵の荷造をなすには、箱を以てするは普通廣く行はるゝ法にして、殊に石油箱の如きものを最も簡便なりとす、其運搬は漚車便によること、船便によることに應じて、荷造法も自ら其趣を異にせざるべからず。

漚車便によるものは、一箱(石油箱)大卵なれば二百八拾顆、小卵なれば三百八拾顆乃至四百顆を入れることを得るも漚船にて、遠く輸送せんとするものは、一箱二百四十顆、を入れるを度とす、而して箱に卵を詰るには先づ腐敗せるもの若くは破損せるもの、卵殻の著しく薄きもの等を精査して之れ等を取除き、又卵の大小を撰別し、成るべく同じ大きさの卵のみを詰めざるべからず、而して詰めんとするに當り箱の底部に一寸位の厚さに乾燥せる粗殻又は鋸屑を敷き、卵を横に二、三分づ、隔て、並列し、之れを埋没填充するに粗殻を以てし、水平に均し順次如斯幾層にも卵を列べ、其間に粗殻を詰め、箱に滿るに至れば上面に粗殻一寸程高く置き箱を充分震動せしめ密に詰め、更に蓋を以て壓し、之れを覆ひ、漚車便によるものによりては、縦横各四本繩を掛けて荷造りをなすも、冬期間にありて

は箱の外部は、薄き菰を以て包み其の上に繩を掛くべし。
 又た漁船便に依るものによりては、箱の外部は菰又は薄き藎を以て包み縦横五本の繩を掛け荷造するを安全とす。

(二)卵肉の販賣法

都會附近の農家は直接生産物を都會に鬻ぐも可なれども、都會を離れたる農村にありては、家禽生産販賣組合を設立し、一町村又は一部落共同し遠く大都會に供給するを最も得策とす。(附録を参照)

何れの方法を問はず、卵を一ヶ所に集め一度之を検査し、検査月日又は成績を附記して市場の信用を保つに努めざるべからず。

更に集卵をして一週間毎に一ヶ所に集め検査後は同日の産卵及形状一様なるもの等を撰別し一箱に詰め一定の商標を附し、生産月日又は検査成績を記入して確實なる信用を得るに努むるは最も得策なり。

肉の販路も廢鶏を一個所に集め、又は個々農家にて肥育法を施し肥滿せしめ、之を大都會に共同販賣するに至らば忽ち市場に聲價を博し、高價に販賣するを得べし。

斯すれば眞に養鶏業は農家の有利なる副業として其價值を感知せらるゝに至るべし。

●養鶏業の收支計算 (宮城縣遠田郡に於ける調査)

要項金額		備考		要項金額		備考	
卵	三〇〇〇〇	雌百羽ニテ一羽ノ平均産卵數平均百五十個トシ一俵金貳錢	種卵	七五〇〇	種卵代一個三十錢二百五十顆内百五十羽孵化生育	種卵	四五〇〇
糞	五五〇〇	糞五十五俵賣拂代一俵壹圓ト	借地料	五〇〇〇	鶏舎ノ敷地百坪青菜栽培地五畝	借地	二六〇〇
肉	二七五〇〇	年々老鶏半數即チ五十五羽賣拂代金一羽五十錢トス	飼料代	八一〇〇〇	歩、糖等ニシテ平均一俵九十錢	飼料	二〇〇〇
合計	三八二、五〇〇		人夫賃	四〇〇〇〇	飼育及青菜耕作人夫	肥料	二五〇〇〇
差引益金	一七一、五〇〇		鶏舎の償還金	一〇〇〇〇	鶏舎二棟ノ償還金	借地償還金	二〇〇〇
(二)種禽販賣の目的にて經營せるもの				(三)種禽販賣の目的にて經營せるもの			
要項金額	備考	要項金額	備考	要項金額	備考	要項金額	備考
糞	五〇〇〇	五斗入一俵一圓トシテ五俵代	種卵費用	四五〇〇	一顆三十錢トシテ百五十顆	種卵費用	四五〇〇
合計	一、二五〇〇〇		孵化器償還金	二六〇〇	石油一罐二圓十錢炭其他五十錢	孵化器償還金	二六〇〇
差引益	三三、九〇〇		動物質飼料	四五〇〇	孵化雞六十羽百五十日間ノ食料	動物質飼料	四五〇〇
			管理費	三〇〇〇	淡魚類馬肉等ノ購入費	管理費	三〇〇〇
			育雛器償還金	四〇〇〇	管理人夫一日三十錢	育雛器償還金	四〇〇〇
			合計	九一、一〇〇		合計	九一、一〇〇

一、鶏の疾病治療法

(一) 疾病の豫防法

輓近養鶏業の進歩に伴ひ、諸種の疾病愈其數を増加し、爲めに一夜にて數十羽を斃すが如き傳染病流行の例尠からず、今之れ等の原因を尋ねれば主として平素の飼養管理の不注意に基因す。雖、又た當業者の疾病豫防に對する觀念の乏しきに依らずんばならず。

仍て左に疾病豫防に對する注意を列記せん。

- 一、鶏舎の通氣を十分にし、且つ鶏舎内を温暖ならしめ、殊に温度、飼料の激變を避くべし。
- 一、濕氣を避け鶏舎、運動場の乾燥を保たしむべし。
- 一、飼料の配合に注意し可成消化し易きものを與ふべし。
- 一、鶏を直接風雨雪に觸れしめざることに注意すべし。
- 一、常に鶏舎を清潔になし、消毒法を怠るべからず。
- 一、發病したるものあるときは速に他の健鶏と隔離すべし。
- 一、管理は最も懇切になし、鶏に驚愕恐怖の念を生ぜしめざるべし。

(二) 家禽虎列刺病

病徴 本病は最も恐るべき、傳染病にして、家禽虎列刺菌の寄生により起るも

のにして、多くは肥満したる中齡の鶏に發生し、主として霖雨の候、炎天續く際に多く、陰濕なる天候、通氣飲水の不良、飼料の酸敗等之れが誘因をなす、其の病菌の糞中にある細菌の媒介によつて傳染す。其の病徴は羽毛逆立ち食慾減じ、頻りに水を飲み下痢す、其の便は初めは白色乳狀の粘液なれども次第に黃色に變じ、臭氣加はり、病勢進むに従つて綠色を帯び、或は又白色稀薄となり泡沫を交ゆ、冠及肉髯は暗色又は藍色となり、眼は閉じ、不斷落涙し、嘴より透明の粘液を漏し、歩行自由を失ひ、兩翼垂れ、体温高昇し倦怠の狀著しく、呼吸迫り首を俛し遂に斃る。普通一日乃至三日に至り病徴を呈し、或は二三週間に亘るものあり又急性にして死に至るまで病症を認め得ざるもあり。

豫防法 本病に罹るときは、十中八、九は死を免れず、屍体、糞は速に之を燒却し、鶏舎、食器等は嚴に沸湯又は熱鹼汁を以て、洗滌し千倍の昇汞水、石灰乳又は「グレナリン」の參拾倍液にて消毒を施し、運動場の土は鋤き返し、他の土壞を入れ換へ、二三週間開放して、空氣の流通を圖るべし、又た嚴に發病地との交通を避け、發病を認めば直に他の健鶏を隔離し之れに稀鹽酸一、〇% (百倍液) を給し獸醫を呼ひて適當の豫防法を施すべし。

治療法 病鶏には石炭酸の稀薄溶液を内服せしむるか又は硫酸鉄溶液一、〇% (百倍液) 若しくは單寧酸の一、〇% (百倍液) を飼料水に入れて服用せしめば効あ

り、又た蕃椒粉五匁三分、樟腦末四分、阿片末一匁、大黃根五分を二十粒の丸薬となし毎月一粒つゝ内服せしむべし。尙ほ接種豫防法及血精注射治療法あるも比較的損失歩合多く未だ確たる効なきが如し。

(三) 實扶的里

實扶的里は劇烈なる傳染性を有し、其の症候は複雑にして互に類似せるも其の病原によりて、細菌性實扶的里性簇蟲性實扶的里即ち鶏痘との二大別あるものす。

(イ) 細菌性實扶的里 (眞症實扶的里俗にゴロ病)

本病の病徴は一定に顯すことなく或は口腔、鼻腔、咽頭、喉頭の粘膜を侵し、また進んでは氣管及肺などの呼吸器、または眼瞼の皮膚、腸管を襲ふ、或は全身の皮膚に蔓延することあり、故に其の侵す部分に依り徴候、病勢自ら異なり、呼吸器を侵すものには鼻孔濕潤にして開口に痂を結び、鼻孔を壓すれば臭氣ある粘液を流出し、氣管枝を侵すものは呼吸困難となり、ころ／＼と音を發し甚たしきは嘴を張りて咳嗽と共に粘稠なる痰を出す、眼瞼を侵す者にはありては眼瞼腫れ羞明し、消化器を侵すものにはありては食欲減退して漸次衰弱し、口部に黄色の班點及口内に多少の粘液を認むるに至る。糞は病勢の進むに従ひ青色又は黄色に變ず。而して本病の経過は概ね緩漫にして急性なるもの殆んど稀なり其の死

亡も百に對する七、八十内外とす。死体は食用に供す可からず。

豫防法 本病は寒暖の劇變及び管理の不注意より發病し一才以下の若鶏に多く老鶏に稀れなり、故に鶏舎は夏季は清潔に保ち、冬期は隙風の侵入、温度の激變を防がざる可からず、殊に夜間雞の群集して換氣不充分なるときは本病の誘因となることあり。

尙ほ發生を認めば直に屠殺し之を燒棄し、鶏舎、運動場等は十倍の石炭酸を以て嚴に消毒を施し、健康鶏の飲水には千分の五の硫酸鉄溶液を混じ與ふべし。

治療法 百倍乃至二百倍の石炭酸水を患部に塗布するか又は硼砂粉末を患部に塗るか又硝酸銀を以て患部を燒烙するも一法なり。又た内服薬としては規那鉄か硫酸鉄の溶液を飲水に混して給すべし、尙ほ石炭酸水の蒸氣吸入法を施すも効あれども發生を認めは獸醫に適當の治療を乞ふべし。

(ロ) 簇蟲性實扶的里 (一名鶏痘)

本病は老鶏に比較的少なく幼鶏に多く發生す。其の初期に於ては發熱し、漸次顔面、冠肉髯に少なる赤灰色又は黄灰色の豆大痕に變じ、化膿し食欲減少、次第に衰弱するに至る、其の経過は眞症實扶的里に比すれば良性にして、自然に癒ゆるもの多しと雖、咽喉及氣管に發したるものは窒息を來だし、腸炎を發し斃死に至る。

豫防法 本病は重に夏秋の候に發し、之れが豫防には硫酸鉄、稀硫酸を水に薄めて給與し、病鶏を隔離し以て傳播を防ぐべし。

治療法 病鶏の患部は硝酸銀を以て治療を施すか又は患部を竹篋を以て搔き取り後十倍の石炭酸水を以て洗滌し置くべし、内服薬としては胡桃葉煎汁（一合の水に二十匁の枯桃葉）を日に二三回少量つゝ飲ましむべし。

(四) 結核病

徴候 本病は結核病菌の寄生に基き、病勢は緩和なれども治し難く、病鶏は頻りに咳嗽を發し、食欲減じ、病勢進むに従ひ、顔面蒼白となり羽毛光澤を失ひ、頻りに肉類、蟲類を慾し、次第に枯瘠して遂に死に至る。

豫防法 本病は粗悪なる飼料、陰濕なる鶏舎等にて飼養する鶏に多く發し、又た肺結核患者の咯痰を食ふ等によりて發するものなれば努めて之れ等の誘因を遠けざるべからず。又た遺傳性を有するものなれば種鶏の撰擇に十分に注意を拂ひ血統を正し、病鶏を認めたるときは、速に健鶏と隔離し、鶏舎は充分消毒を施すべし。

治療法 本病は不治症にして輕症のものにありては温暖なる舎内に多量の優良なる飼料を給して自然の快復を待つべく、重症のものは速に屠殺焼棄すべし。

(五) 赤痢病

病徴 本病に罹りたる鶏は食欲減じ多量の飲水をなし、勢力は漸次衰へ獨り舎隅に佇み頸を縮め尾を垂れ翼を弛め、時々脚を以て翼を引張るが如き狀を呈し眼は閉ぢて周圍の事物に注意を拂はざるもの如く、冠は色褪せ其の初期にありては多量の便を排泄し、次て稍軟便となり、漸次黃褐色或は赤黃色に變じ肛門は周圍不濕の糞便を附着し、遂に歩行自由を失ふ、其の病徴及經過稍緩漫にして、早きは八、九日晚きは十數日にて斃死す。

豫防法 本病の誘因は飲水の不潔、食餌の不良、天候の陰濕等にして豫め鶏の飼養管理に充分なる注意をなし、人の赤痢流行地を避け若し發病せしものを認めば速に屠殺焼棄し、鶏舎を消毒し健鶏に少量の葡萄酒を與ふべし。

治療法 未だ適切なる方法なしと雖初期のものには石炭酸五滴若しくは「フロロタイン」五滴を一日三回に分服せしめ可成消化し易き食餌を與ふべし。

(六) ループ病

病徴 本病は實扶的里病に類似せる傳染病にして其の徴候は鼻腔加答兒の劇しきもの如く初期は食を好まず、鼻孔より透明の漏液を出し次第に不透明となり一種の惡臭を放ち、眼の周圍腫起す、呼吸困難の狀を現はし、沈鬱になり、遂に斃る、其の經過は緩漫にして二、三週間より長きは二三ヶ月に亘るものあり。

豫防法 本病は温度の激變、晝夜の乾濕其の度を失ひ、其他風雨に襲はれたる

時の發病するものなるを以て努めて之れ等の誘因を遠け、若し發病したるものは隔離し優良なる飼料を給し、硫酸鉄少量を飲ましめ、病勢進めは之れを屠殺燒棄すべし。

治療法 眼瞼の周圍及び鼻端口邊には一日三回微温湯に小許の酢、明礬水又は石炭酸水を溶かして洗滌すべく、内服薬には蕃菽と白堊末とを等分に混じり丸薬となし服用せしめ、毎夕肝油一匙を飲ましむるか又は硫酸鉄末四匁に蕃菽末一匁を混じり糞たる穀類と共に毎日二回服用せしむべし。

(七)感冒病(氣管枝加答兒、氣管枝炎)

病徴 被害鶏の咽喉部にコロコロの音を發し時々咳嗽をなし、嘴を廣く開き、發熱し、食欲減じ病勢激甚となれば遂に死に至る。

豫防法 本法は寒暖の急變及び冷濕の冒觸より發病するを以て之れ等の誘因を避け温暖なる室に移すべし。

治療法 病鶏を温暖なる室に移し鹽酸加里若しくは丹寧一匁を約一合の水に溶かし、毎日數回氣管咽喉部に塗抹すれば効果あり。

(八)鼻加答兒

病徴 本病は感冒の初期に發するものにして、又た單獨に發病することあり。鼻孔より薄き水様又は粘稠の漏液を出し、眼瞼腫起し涙を流す、病徴進むに従

つて氣管枝加答兒を併發することあり。

豫防法 寒冷の氣候、氣候の變化、隙風、塵埃等の爲めに起すこと不尠、仍て鶏舎を温暖清潔になさしむべし。

治療法 鼻腔及口腔を五十倍の明礬水又は丹寧溶液にて洗滌し飲水中に微量の重炭酸曹達を混入して與ふれば可なり。

(九)嚔囊食滯

病徴 本病は嚔囊中に食物停滯し、其内容物を排出すること能はず、胃内は空虚となり食欲減じ、停滯せし食物は腐散し嚔囊益々膨大緊張し、病鶏は氣力を失ひ、冠は變色し、遂に斃るるに至る。

豫防法 優良なる飼料を給し、過食せしめず、常に適度の砂粒を與ふべし。

治療法 病鶏には蓖麻子油二、三滴を少量の温湯を加へ飲用せしめ嚔囊を能く揉み軟げ、靜穩なる舍内に放飼し二三時間を経て其脱糞を検し、已に通便の狀あれば數時間後更に同薬を服用せしめ放養すべし、而して最も有効なるは、嚔囊切開術を行ふにあり。

(十)下痢症

病徴 病鶏は稀薄水様の糞汁を排泄し、重症に至りては頻に水を飲み、食欲減退し、体力衰耗し、日に瘦せ遂に斃る。

豫防法 本病は胃を刺戟するより發病するを以て、刺戟性飼料を避け過寒、不潔の飲水を與へず、良飼料を給し適度に砂粒を給與すべし。

治療法 病鶏は温暖なる鶏舎に移し、下痢を促すべき不消化物は之を禁じ、軟食を與へ飲水中に五十倍の綠礬溶液を加へ、又は白堊粉末、〇八匁、大黃根末、八匁、蕃菽末、六匁を丸藥として與ふるも効あり。

(十一) 輸卵管炎症

本病に罹りし鶏は卵殻柔軟なる卵を産むものにして、輸卵管の下部に炎症を起すに依る、其の原因は石灰質の欠乏によるか又は不注意なる飼養をなす爲めか、或は夜間鶏舎の冷濕等の場合に多く發病するものなり。故に病鶏は可成夜間温暖なる鶏舎に寝せしめ卵殼の生成に必要な石灰、貝介、骨粉等を多量に給し、鶏を驚愕せしめざる様注意せざるべからず。

(十二) 儂麻質斯病

本病は主として寒濕の際に起り、遺傳性を有するものなれば、繁殖用種鶏となすべからず、病鶏は肢脚運動自由ならず、其の療法は病鶏を温暖なる鶏舎に移し脚を温湯に浸し數分時の後取出し水分を拭ひ去り、「コロールホルム」を擦入し「フランチル」類を以て繃帶し、毎日二回麥酒を與へ、滋養ある飼料を給與し一週間に五回亞片八分を一週に五回分服せしむべし。

(十三) 凍傷

縣下會津中通地方の如き氣候寒冷の地にありては、冬期鶏の凍傷に罹るもの尠なからず、本病に罹りしものは、鶏冠は始め蒼白色となり、次て其の周縁薄黒色を呈し遂に黒色に變ず、或は肉冠及び肉髯の脱落を來すあり、其の害に罹れるものは、其の初期に當り雪または氷を以て患部を冷却すべく、又た脂肪を塗布して効あり、豫防するには鶏を寒風に觸れしめず、鶏舎内に更なる藁を以て厚く厩舎を設け防寒の設備を嚴にすべし。

(十四) 白癬

病徴 主として頭部の皮膚、肉冠、肉髯に發し、漸次増大して、頸脊の諸部に達し、之を放飼するときは全身に蔓延することあり。

本病は植物性絲狀菌の寄生による一種の傳染性皮膚病なり、其の患部は白色、灰色又は黄色の乾痂を生じ、毛根侵害せられ羽毛光澤を失ひ、脱落し次第に瘦衰す。

豫防法 病鶏は速に他鶏と隔離し、剝離したる痂皮は焼却し、鶏舎器具は嚴に之を消毒し又死体は焼却すべく、健鶏は皮膚を清潔ならしむべし。

治療法 患部は温湯にて洗滌し、數日間繼續して硫黃軟膏若しくは水銀軟膏を塗抹すべし、又た菜種油、石油、デシンヘクトールを各々等量混和せるものを患部に塗抹するも可なり。

一、鶏の害虫駆除豫防

(一)羽虱

羽虱は一名羽虫と云ひ、其種類不尠、この寄生虫は鶏の頭部、脊部若しくは翼部に寄生し鶏の血を吸収して、鶏を衰弱疲勞せしめ、産卵を減少するに至る、この虫は多く衰弱せる不潔の鶏体に發生するものにして、之を驅除するには除虫菊粉と硫黄粉末とを混じ、羽毛の間に擦入すれば効あり、而して鶏舎、巢は常に清潔に保ち、床の土砂及び巢内の藁等は、適宜これを新鮮なるものに入れ換へ、石灰と硫黄華とを撒布し、鶏をして常に充分砂浴せしむるときは、此害に罹ること尠なし。

(二)糞虫(ワケモ、扁虱)

此の寄生虫は鶏の下体部は勿論、頭部、頸部到る處に寄生し、血液を吸収し、好んで雛に寄生し、盛んに増殖し、其の繁殖力甚だ迅速にして、一度發生するや殆んど施すべき術なきが如し。爲に被害鶏は漸次、貧血、衰弱を來し、産卵を停止し、遂に斃るゝに至る、この虫は僅かに肉眼を以て認め得る小虫にして、晝間は舍内の周壁、埤木等の割目に隠れ、夜中出て、鶏体に寄生す、これを驅除するには石油、石炭ターブルを周壁、埤杆の間隔に塗るか、晝間鶏を舍外に出たし、ホ

ルマリン消毒を行ふ可べし、この場合は充分換氣後にあらざれば鶏を舍内に入らべからず。又た時々熱湯を以て舍内を洗ひ、清潔に保ち、石灰粉を混せる壁を造るも効あり。

一、鶏の悪癖矯正法

(一)食卵癖

雌鶏には往々卵を食する悪癖あるものあり、其の原因は卵殻を成生する石灰質の欠乏せるか、又は一度破壊卵を食ひたるか、若くは卵殻片を給與して啄食せしめたる等のことより、此の悪癖を生ずるものにして、之を矯正するには豫め卵壳に孔を穿ち内質物を吸ひ出し、之の内に多量の石炭酸、又はアンモニア等を入れて、啄食せしめば自然に治すことを得又九模造卵數個を巢箱中に入れ置くも矯正することを得、これ等の手段にても尙ほ効を奏せざるときは、此の悪癖、他鶏に傳染するものなれば、寧ろ屠殺すべし。

(二)食羽癖矯正法

此の癖は運動場に落ちたる羽毛を食するより發し、漸次他鶏の羽毛を食するに至るを以て狹隘なる柵飼、清水、青菜の不足、砂粒、貝殻類の欠乏等はこの癖を起さしむる誘因となるを以て豫め青菜、肉類貝殻を多量に給し、運動場の土を堀

返し、穀類を撒布して之を採食せしむべし、又既に發生せるものは二三週間、他鶏と隔離し置き、少量の食鹽を混じ、石油を他鶏の頸、脊、尾端に塗り置きは根治するに効果あり。

附 録

福島県農林部補助規程
農商部各種種卵検査規程
種卵検査法
農務大臣訓令
農務部補助費組合供託定款
農務部補助金の取扱い

返し、穀類を撒布して之を採食せしむべし、又既に發生せるものは二三週間、他鶏と隔離し置き、少量の食鹽を混じ、石油を他鶏の頸、脊、尾端に塗り置けば根治するに効果あり。

附 録

- 福島縣種鶏補助規程
- 農商務省種禽種卵拂下規程
- 種禽種卵拂下ニ關スル農商務省告示
- 家禽ニ關スル農商務大臣訓令
- 家禽購買販賣組合模範定款
- 縣下ニ於ケル鶏卵貯金の實例

附 録

縣の種鶏補助規程(明治四十二年二月二日) (福島縣令第二號)

- 第一條 市町村農會ニ於テ養鶏ヲ爲ストキハ本規程ニ依リ種鶏代金ヲ補助ス
- 第二條 補助ヲ爲スベキ種鶏ハ雄一羽雌四羽トシ年齢ハ生後二年以内ノモノトス
前項種鶏ノ種類ハ「レグホーン」「黒色ミノルカ」「横班ブリマツスロツク」「名古屋コーチン」「アンタルシヤン」ノ内一種ニ限ル
- 第三條 種鶏代金補助額ハ一羽ニ付金貳圓八拾錢以内トス
- 第四條 種鶏ハ市町村農會ニ於テ購入ヲナン購入濟ノ上ハ直ニ其ノ種類、數量、價格、年齢、賣渡人住所氏名ヲ知事ニ報告スヘシ
前項ニ依リ購入シタル種鶏斃死シタルキハ其種類、數量、斃死ノ月日、并ニ其ノ狀況ヲ記載シ知事ニ報告スヘシ
- 第五條 補助金ノ交付ニ關シテハ左ノ區分ニ依ル
一、第四條ノ購入報告アリタルキハ隨時検査ヲ遂ゲ補助金ヲ交付ス
二、種鶏購入ノ後検査以前ニ於テ斃死セルモノアルトキハ補助金ヲ交付セズ
- 第六條 本規程ニ依リ補助ヲ受ケ購入シタル種鶏ノ産卵ハ購入後滿三ケ年間其市町村内ノ孵化用トシテ低價ヲ以テ拂下ク可シ孵化ニ適セサル時期ニ於ケル産卵ハ前項ノ制限ニ依ラスシテ拂下クルコトヲ得
- 第七條 前條ノ收入金ハ其半額ヲ其市町村ニ差出ヘシ
- 市町村長ハ前項ノ收入金アリタルキハ之ヲ救荒豫備金ニ編入ノ手續ヲ爲スヘシ
- 第八條 補助ヲ受ケ購入シタル種鶏ハ滿一ケ年ノ間ニ於テ斃死ノ爲メ更ニ購入セルモノニ對シテハ雄鶏ニ

附 録

縣の種鶏補助規程(明治四十二年二月二日) 福島縣令第二號

- 第一條 市町村農會ニ於テ養鶏ヲ爲ストキハ本規程ニ依リ種鶏代金ヲ補助ス
- 第二條 補助ヲ爲スベキ種鶏ハ雄一羽雌四羽トシ年齢ハ生後二年以内ノモノトス
前項種鶏ノ種類ハ「レグホーン」「黒色ミノルカ」「横班ブリマウスロツク」「名古屋コーチン」「アンタルシヤン」ノ内一種ニ限ル
- 第三條 種鶏代金補助額ハ一羽ニ付金貳圓八拾錢以内トス
- 第四條 種鶏ハ市町村農會ニ於テ購入ヲナン購入濟ノ上ハ直ニ其ノ種類、數量、價格、年齢、賣渡人住所氏名ヲ知事ニ報告スヘシ
前項ニ依リ購入シタル種鶏斃死シタルキハ其種類、數量、斃死ノ月日、并ニ其ノ狀況ヲ記載シ知事ニ報告スヘシ
- 第五條 補助金ノ交付ニ關シテハ左ノ區分ニ依ル
- 一、第四條ノ購入報告アリタルキハ隨時検査ヲ遂ゲ補助金ヲ交付ス
- 二、種鶏購入ノ後検査以前ニ於テ斃死セルモノアルトキハ補助金ヲ交付セス
- 第六條 本規程ニ依リ補助ヲ受ケ購入シタル種鶏ノ産卵ハ購入後滿三ケ年間其市町村内ノ孵化用トシテ低價ヲ以テ拂下ク可シ孵化ニ適セサル時期ニ於ケル産卵ハ前項ノ制限ニ依ラスシテ拂下クルコトヲ得
- 第七條 前條ノ收入金ハ其半額ヲ其市町村ニ差出ヘシ
- 市町村長ハ前項ノ收入金アリタルキハ之ヲ救荒豫備金ニ編入ノ手續ヲ爲スヘシ
- 第八條 補助ヲ受ケ購入シタル種鶏ハ滿一ケ年ノ間ニ於テ斃死ノ爲メ更ニ購入セルモノニ對シテハ雄鶏ニ

在リテハ第三條ノ補助金ヲ雌鶏ニ在リテハ四羽共ニ斃死ノ場合ニ限り其一羽ニ對スル分ヲ補助スルコトアルヘシ

附 則

第九條 本規程ハ市町村農會ノ設置ナキモノハ之レヲ市町村ニ準用ス

農商 種禽、種卵 拂下規程 (明治四十年農商務省令第一號)

第一條 種禽及種卵ヲ拂受ケント欲スル者ハ第一號様式ノ願書ニ依リ種牛牧場長ニ出願スヘシ

第二條 善下クヘキ種禽及種卵ノ種類ハ農商務大臣之ヲ告示ス

第三條 拂下クヘキ種禽及種卵ノ代金左ノ如シ

一、種禽 孵化后二ヶ月以上 一羽ニ付 金壹圓五拾錢以内

二、同 孵化后三ヶ月以上 三ヶ月未満ノモノ 同 金貳圓五拾錢以内

三、同 孵化后四ヶ月以上ノモノ 同 金參圓乃至七圓

一、種卵 一箇ニ付 金拾五錢以内

第四條 出願者一人ニ拂下クヘキ種禽及種卵ハ一回ニ付各一種類トシ種禽ニ在リテハ雄一羽雌二羽ヲ種卵ニ在リテハ六個ヲ超ユルコトヲ得ス

種牛牧場長ハ政府ノ設立シタル學校及農事試驗場、道廳、府縣、郡市町村又ハ之ニ準スヘキモノ又ハ其設立シタル學校、農事試驗場、農事講習所、種畜場及農會ノ出願其他公益事業ノ爲必要ナリト認メタル出願ニ對シテハ前項ノ制限ニ依ラサルコトヲ得

第五條 種牛牧場長出願ヲ許可シタルトキハ種禽及種卵ノ種類、數量出願者前項ノ通知ヲ受ケタル日ハ代金納付期迄ニ拂下代金ニ相當スル收入印紙ヲ第二號様式ニ依ル納付書ニ貼付シ消印ヲ爲サスシテ之ヲ納付スヘシ、但シ郵便ニ附スルトキハ書留ニテ差出スヘシ

種牛牧場長納付書ヲ收受シタルトキハ之ヲ調査シ種禽及種卵ノ引渡ト同時ニ納付書ノ紙面ト貼付印紙ノ彩紋トニ掛ケ消印ヲ捺捺スヘシ

第六條 拂渡人前條第二項ニ依リ代金納付シタルトキハ種禽及種卵ノ引渡期間内ニ第三號様式ニヨル受領書ヲ差出シ其ノ引渡ヲ受クヘシ

第七條 拂受人種禽及種卵ノ輸送ヲ受ケント欲スルトキハ第三號様式ニ依ル種禽及種卵ノ受領書ト共ニ第四號様式ニ依ル託送請求書ヲ差出スヘシ

前項輸送ニ要スル荷造費及運搬費ハ荷受人ノ負擔トシ輸送ヲ引受ケタル者ニ之ヲ支拂フヘシ

第八條 拂受人ハ何等ノ事由ヲ問ハス納付期限迄ニ拂下代金ヲ納付セス又ハ引渡期間内ニ種禽及種卵ノ引渡ヲ受ケサルトキハ拂下ハ其効力ヲ失フ

第九條 種牛牧場長ニ於テ必要ト認メタル日ハ拂受人ニ通知シテ引渡ノ期間ヲ變更スルコトヲ得

第十條 拂受人ハ引渡ヲ受ケタル後ニ於テ種禽及種卵ノ疾病、斃死、損傷又ハ瑕疵ヲ發見シタルトキハ代金ノ返還又ハ減額代物ノ交付又ハ損害ノ賠償ヲ求ムルコトヲ得ス

第十一條 拂受人ハ左ノ各號ヲ遵守スヘシ

一、前年ニ於ケル種禽及種卵ノ孵化蕃殖及發育ノ狀況ヲ記載シタル報告書ヲ毎年一月三十一日迄ニ種牛牧場長ニ差出スヘシ

二、家禽ノ飼養管理及改良ニ關シ農商務大臣又ハ種牛牧場長ヨリ諮問アリタルトキハ速ニ答申スヘシ

第一號様式ノ一

種禽 拂下願

一、第一希望

一、何種 何禽 雄 孵化後何箇月 一羽
 一、同 同 雌 同 同 二羽

右何種ノ拂下ヲ受クルコト能ハサルトキハ次ノ種禽ヲ拂下ケラレタシ

一、第二希望 何禽 雄 孵化後何箇月 一羽
 一、同 同 雌 同 同 二羽

以下前項ニ準シ順次之ヲ記載スヘシ

右種禽種卵拂下規定ヲ遵守致候間御拂下相成度此段相願候也

年月日 種牛牧場長宛 住所職業 氏名印

注意

一、種禽種卵拂下規定第七條ニ依リ種禽ノ輸送ヲ受ケムト欲スルトキハ其旨願書ニ記載スヘシ
 一、種禽及種卵ヲ同時ニ拂下ケント欲スルトキハ願書ヲ別ニ調製スヘシ

第一號様式ノ二

種卵拂下願

一、第一希望

一、何種 種卵 何箇

右何種ノ拂下ヲ受クルコト能ハサルトキハ次ノ種卵ヲ拂下ケラレタシ

一、第二希望

一、何種 種卵 何箇

前同斷

以下前項ニ準シ順次之ヲ記載スヘシ

右種禽種卵拂下規定ヲ遵守致候間御拂下相成度此段相願候也

年月日 種牛牧場長宛 住所職業 氏名印

注意

一、種禽種卵拂下規定第七條ニ依リ種卵ノ輸送ヲ受ケムト欲スルトキハ其旨願書ニ記載スヘシ
 一、種禽及種卵ヲ同時ニ拂下ケント欲スルトキハ願書ハ各別ニ調製スヘシ

第二號様式

種禽(又ハ種卵)拂下代金納付書

一、何圓何拾錢也

明治何年何月第何號ヲ以テ拂下許可相成度候種禽何羽(又ハ種卵何箇)ノ拂下代金トシテ納付候也

年月日 種牛牧場長宛 住所 拂受人 何 某印

收	入	印	紙	貼	付
---	---	---	---	---	---

注意

- 一、拂下代金納付書ハ種禽ト種卵トニ付各別ニ調製シ收入印紙モ各別ニ貼付スヘシ
- 一、收入印紙ハ消印スヘカラス

第三號様式

拂下種禽(又ハ種卵)受領書

一、何種 種禽 雄 孵化後何箇月 何羽
 一、同 雌 同 同
 又ハ
 一、何種 種卵 何箇
 右正ニ受領候也

住所

拂受人 何

某印

年月日

種牛牧場長宛

注意

- 一、受領書ハ種禽ト種卵トニ付各別ニ調製スヘシ

第四號様式

託送請求書

一、種禽 何羽
 又ハ
 一、種卵 何箇

右ハ明治何年何月第何號ヲ以テ拂下許可相成候處種禽種卵拂下規程第七條ニ依リ輸送相受度候間御所ニ於テ適當ト御認メノ運送業者ヲシテ荷造費運搬費等總テ到着拂ヲ以テ輸送セシメラレ度此段請求致候也

年月日

種牛牧場長宛

住所

拂受人 何

某印

注意

- 一、託送請求書ハ種禽ト種卵トニ付各別ニ調製スヘシ

種禽種卵拂下ニ關スル件左之通相定ム
 種禽種卵拂下ニ關スル 農商務省告示 (明治四十二年七月五日 農商務省告示第三百十號)

- 一、種禽種卵拂下規程ニ依リ差出スヘキ書類ハ月寒牧場澁谷分場ニ之ヲ提出スヘシ
- 二、種禽ハ常分ノ内、種禽種卵拂下規程第四條第一項ノ制限内ニ於テ政府ノ設立シタル學校、農事試驗場、道府縣、道府縣農會又ハ道府縣ノ設立シタル學校、農事試驗場、農事講習所、種畜場又ハ之ト同等以上ノ設備ヲ有スルモノニ限リ之ヲ拂下ク
- 三、拂下クヘキ種禽種卵ノ種類左ノ如シ

- 一、單冠褐色レグホーン
- 一、單冠白色レグホーン
- 一、黑色ミノルカ
- 一、アンダルシヤン
- 一、金色紋斑ハンバーク
- 一、銀色紋斑ハンバーク
- 一、黑色ハンバーク
- 一、金色ワイヤンドット
- 一、銀色ワイヤンドット
- 一、白色ワイヤンドット
- 一、黑色オーピントン
- 一、パフ色オーピントン

一、淡色ブラマ
一、ラングシヤン
四、拂下タル種禽及種卵ノ引渡シハ月寒種畜牧場澁谷分場ニ於テ之ヲ行フ
明治四十年商務省告示第三十七號ハ之ヲ廢止ス

家禽業ニ
關スル 農商務省訓令
農商務省訓令第八號

道 廳 府 縣

家禽飼養ノ事業ハ農家ノ副業トシテ簡單ニ行ハレ且ツ其收益鮮少ニアラサルヲ以テ之カ獎勵ニ就テハ曩ニ屢々訓示スル所アリ近頃飼養者ノ増加ヲ見ルニ至レルモ其ノ生産ハ未タ需要ヲ充タスコト能ハズ輒近海外ヨリ輸入スル鶏卵ノ價額一年壹百萬圓ヲ超ヘ尙ホ且漸次増加スルノ景況ヲ呈セリ
本邦家禽業ノ萎靡振ハサル所以ヲ察スルニ在來禽種ハ劣等ニシテ採卵又ハ肉用トシテ不適當ナルト飼養管理方法ノ宜シカラサルトニ依リ且ツ飼養者カ其ノ生産物ヲ適當ノ價格ヲ以テ販賣スルノ難キニ職由セサルハナシ、故ニ斯業ノ發達ヲ企圖センニハ之ニ從事スルモノヲシテ販賣組合ヲ設立セシメ共同シテ其ノ生産物ヲ市場又ハ消費者ニ販賣セシメハ仲介者ニ利益ヲ壟斷セラル、弊無ク能ク各自ノ利益ヲ増進スルコトヲ得ム、加之尙斯業ニ關シ信用組合、購買組合、生産組合ヲ設立セシメハ資金ノ融通餘財ノ貯蓄、家禽及飼料ノ購買機械ノ使用等ニ利便ヲ得テ斯業ハ堅實ニ農家ノ副業ト爲スコトヲ得ベシ往年家禽ノ改良及其飼養獎勵ノ唱導セラル、ヤ鶏一羽數拾圓卵一顆數圓ノ高價ヲ以テ賣買スルモノアルニ至リ却テ家禽業ノ發達ヲ沮害セリ、今ヤ農商務省ハ海外ヨリ種禽ヲ輸入シ之ヲ蕃殖シテ漸次一般希望者ニ頒タムトス、抑々家禽ノ貴フヘキハ實益的ナルニ在リ決シテ種類ノ珍奇ニ非ス又姿体ノ美ト羽毛ノ麗トニ非ス要スルニ其ノ純粹種ナルト雜種ナルトヲ問ハス卵ノ多産ト肉ノ豐優トニ在ルナリ、宜シク家禽業ニ關スル産業組合ノ設立ヲ獎勵スルニ際シ家禽飼養ノ目的ヲ愆ル勿カラシメ家禽業者ヲシテ既往ノ惡轍ヲ履マズ健全ナル發達ヲ遂ゲシ

ムルコトヲ期スヘシ
明治四十年四月二十九日

農商務大臣 松 岡 康 毅
有限責任何々家禽購買販賣組合模範定款 (明治四十年四月二十九日官報)

第一章 總 則

- 第一條 本組合ハ左ノ事業ヲ營ムヲ以テ目的ト爲ス
 - 一、種禽種卵及養禽ニ必要ナル物ヲ購買シテ之ヲ組合員ニ賣却スルコト
 - 二、組合員ノ委託ヲ受ケ其ノ生産シタル家禽卵及養禽副産物ヲ販賣スルコト
- 第二條 本組合ハ有限責任何々家禽購買販賣組合ト稱ス
- 第三條 本組合ノ組織ハ有限責任トス
- 第四條 本組合ノ區域ハ何縣何郡何村トス
- 第五條 本組合ノ事務所ハ之ヲ何縣何郡何村何番地ニ置ク
- 第六條 組合員タル者ハ本組合ノ區域内ニ住スル年齢十五才以上ノ男子又ハ女子ニシテ養禽ヲ爲ス者ニ限ル
- 第七條 組合員ハ本組合ト同一ノ目的ヲ有スル他ノ組合ニ加入スルコトヲ得ス
- 第八條 組合員ノ持分ハ左ノ標準ニ依リ之ヲ定ム
 - 一、出資額ニ相當スル財産ニ對シテハ出資額ニ應シ算定ス
 - 二、準備金ニ對シテハ拂込濟出資累計額ニ應シ年度毎ニ之ヲ算定加算ス
 - 三、特別積立金ニ對シテハ組合ヨリ購買シ及組合ニ委託シテ販賣シタル物品ノ價格ノ合計シタル金額ニ應シ年度毎ニ之ヲ算定加算ス

組合ニ損失アリタル時ハ之ヲ填補シタル組合財産ノ科目ニ對スル前年未ニ於ケル持分ニ按分シテ控除シ持分ヲ算定ス、第十六條第二項ニ依リ特別積立金ヲ設備費ノ償却又ハ臨時ノ支出ニ使用シタル場合ニ於テ亦同シ

組合財産カ出資額ヨリ減少シタルトキハ出資口數ニ應シ持分ヲ算定ス

第二章 出資及準備金

第九條 出資一口ノ金額ハ金五圓トス

第十條 出資第一回ノ拂込金額ハ一口ニ付金五拾錢トス

第十一條 第一回ノ拂込後ハ剩餘金ヨリ拂込ニ充ツルモノ、外組合員ハ出資各口ニ付毎年一月未及七月未迄ニ各金拾錢以上ヲ拂込ムコトヲ要ス

第十二條 産業組合法第十五條第二項第三號ノ事項ニ付テハ毎年七月三十一日迄ニ一回ニ取纏メテ記載ヲ爲スモノトス

第十三條 組合員其ノ出資ノ拂込ヲ怠リタルトキハ期日後一日ニ付其ノ拂込ムヘキ金額ノ百分ノ一ニ當ル過怠金ヲ徴收ス

第十四條 準備金ノ額ハ出資總額ト同額トシ其ノ額ニ達スル迄毎事業年度ノ剩餘金ノ三分ノ一以上ヲ積立ツルモノトス

第十五條 加入金過怠金及第六十條ニ依リ一部ノ拂戻ヲ爲シタル持分ノ剩餘ハ之ヲ準備金ニ繰入ル、モノトス

第十六條 剩餘金ヨリ準備金ニ積立ツヘキ金額ヲ控除シタル剩餘ノ少ナクモ二分ノ一ハ特別積立金トシテ之ヲ積立ツルモノトス

特別積立金ハ損失填補又ハ組合ノ事業ニ必要ナル設備費ノ償却ニ充ツルモノトス但シ總會ノ決議ニ依リ

事業資金ノ融通其ノ他ニ之ヲ利用シ又ハ臨時ノ支出ニ之ヲ使用スルコトヲ得

剩餘金ヨリ準備金特別積立金ヲ控除シテ尙殘餘アルトキハ之ヲ配當金ト爲スモノトス

第十七條 準備金ハ總會ノ承認ヲ經タル銀行若クハ一個人ニ預入レ又ハ之ヲ以テ國債證券若クハ總會ノ承認ヲ經タル地方債證券ヲ買入レ總會ノ承認ヲ經テ事業資金ニ融通スルノ他ニ之ヲ利用スルコトヲ得ス

第三章 組合ノ機關

第十八條 本組合ニ理事三名監事二名ヲ置ク

理事ハ組合長一名互選ス

第十九條 理事ノ任期ハ三ケ年トシ監事ノ任期ハ二ケ年トス但シ再選ヲ妨ケス補闕選舉ニ依リ就任シタル

理事又ハ監事ハ前任者ノ任期ヲ繼承ス

理事及監事ハ任期滿了後ト雖後任者ノ就職スル迄仍其ノ職務ヲ行フモノトス

第二十條 辭任其ノ他ノ事由ニ因リ理事又ハ監事ニ闕員ヲ生シタルトキハ通常總會ヲ待ツコト能ハザル場合ニ限リ臨時總會ニ於テ補闕選舉ヲ爲スモノトス

總會カ理事又ハ監事ノ解任ヲ議決シタルトキハ同時ニ其ノ補闕選舉ヲ爲スコトヲ要ス

第二十一條 總會ハ通常總會及臨時總會ノ二種トス

通常總會ハ毎年一回一月ニ之ヲ開ク

臨時總會ハ左ノ場合ニ於テ之ヲ開ク

一、理事カ必要ト認メタルトキ

二、監事カ産業組合法第三十四條ニ依リ必要ト認メタルトキ

三、總組合員五分ノ一以上ヨリ會議ノ目的及招集ノ理由ヲ示シテ請求シタルトキ

第二十二條 總會ノ招集ハ少クトモ五日前ニ書面ヲ以テ組合員ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス

前項ノ通知書ハ招集者之ニ記名スルコトヲ要ス

第二十三條 總會ハ總組合員ノ半數以上出席スルニ非サレバ開會スルコトヲ得ス若シ半數ニ充タザルトキハ十日以内ニ更ニ招集シ出席シタル組合員ヲ以テ開會ス

前項ノ場合ニ於ケル決議ハ出席シタル組合員ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲ス

理事及監事ノ選任及解任、定款ノ變更除名解散及合併ノ決議ハ總組合員半數以上出席シタル四分ノ三以上ノ同意アルコトヲ要ス

第二十四條 總會ノ議長ハ組合長之ニ當ル組合長事故アルトキハ理事ノ一人之ニ代ル但シ總會ニ於テ必要ト認ムルトキハ出席組合員中ヨリ之ヲ互選スルコトヲ得

第二十五條 組合員ハ五人以上ヲ代理シテ議決權ヲ行フコトヲ得ス

第二十六條 總會ノ決議録ハ理事之ヲ作り議長及監事之ニ記名捺印スルコトヲ要ス

第二十七條 總會ノ議事ニ關スル細則ハ總會ニ於テ之ヲ定ム

第二十八條 理事ノ内一名ハ有給トシ其他ノ理事及監事ハ名譽職トス

理事及監事ハ正當ノ理由ナクシテ辭任スルコトヲ得ス

第二十九條 本組合ニ書記何名ヲ置キ理事之ヲ任免ス

書記ハ理事及監事ノ命ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第三十條 理事ハ總會ノ決議ヲ經テ特別ノ技能アル者ヲ協議員ト爲スコトヲ得

第三十一條 本組合ニ世話掛何名ヲ置キ組合員中ヨリ之ヲ委嘱ス世話掛ハ理事ノ指定ニ依リ組合業務ノ執行上必要ナル事務ヲ掌ルモノトス

第四章 事業ノ執行

第三十二條 本組合ノ事業年度ハ毎年一月一日始マリ十二月三十一日ニ終ル

第三十三條 組合ニ餘裕金アルトキハ總會ノ承諾ヲ經タル銀行若シクハ一個人ニ之ヲ預入ルルモノトス

第三十五條 本組合ニ於テ購買スル物品左ノ如シ

- 一、種禽、種卵
- 二、孵卵及育雛用器具器械、飼禽用器具器械
- 三、飼料、藥品
- 四、其他總會ノ決議ヲ經タル物品

第三十六條 組合員ハ理事ノ承諾ヲ經ルニ非サレバ組合外ヨリ前條ノ物品ヲ購買スルコトヲ得ス

第三十七條 理事ハ組合員ノ需要ヲ調査シ又ハ其ノ注文ニ應シ第三十五條ノ物品ヲ便宜購買スル者トス

第三十八條 組合員ニ賣却スル物品ノ代價ハ市價ヲ標準トシテ理事之ヲ定ム

第三十九條 理事ハ必要アルトキハ時期ヲ指定シテ組合員ニ注文物品ノ見積代金ノ一部ヲ提供セシムルコトヲ得

第四十條 組合員組合ヨリ物品引渡ノ通知ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク之ヲ引取ルコトヲ要ス

第四十一條 組合員ハ物品引取ト同時ニ其ノ代金ヲ支拂フコトヲ要ス但シ止ムコトヲ得サル事由アルトキハ六ヶ月ヲ超ヘサル期間代金支拂ノ延期ヲ請求スルコトヲ得

前項俱蓄ノ場合ニ於テ百圓ニ付何錢以内ニ於テ理事ノ定メタル利息ヲ附スルモノトス

第四十二條 理事代金支拂ノ延期ヲ承諾スル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ組合員ヲシテ保證人ヲ立テシムルコトヲ得

販賣ノ部

第四十三條 本組合ニ於テ販賣スル物品ハ家禽、卵、羽毛及糞トス

第四十四條 組合員ハ理事ノ承諾ヲ經ルニ非サレハ組合ニ委託セスシテ前條ノ物品ヲ販賣スル事ヲ得ス
第四十五條 理事ハ組合員カ物品ヲ組合ニ差出スベキ時期ヲ指定スルコトヲ得
第四十六條 組合カ組合員ヨリ物品ヲ受取リタルトキハ其ノ數量及品等ヲ査定シ理事之ヲ組合員ニ通知スルモノトス

前項ノ査定ノ方法及標準ハ豫メ總會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

受取物品中品等不良ナルモノハ之ヲ組合員ニ返付スルコトヲ得

第四十七條 組合員ハ其ノ賣却セントスル物品ニ付代價又ハ賣却ノ時期ヲ指定スルコトヲ得ス

第四十八條 組合員ハ組合ニ物品ヲ引渡シタル後ハ何時ニテモ代金ノ假渡ヲ請求スルコトヲ得但シ其ノ額ハ物品時價ノ十分ノ八以内ニ於テ理事之ヲ定ム

前項ノ假渡金ニ對シテハ百圓ニ付何錢以内ニ於テ理事ノ定メタル日歩ヲ支拂フコトヲ要ス

第四十九條 本組合ハ組合員ニ拂渡スベキ物品ノ代金ニ付總會ノ定メタル歩合金ヲ收納ス

第五十條 販賣シタル物品代金ハ組合ニ於テ現金ヲ受取リタルト否トニ拘ハラズ毎年六月末及十二月末ノ

二期ニ分チ各品等ニ付之ヲ計算シ組合員ガ委託シタル物品ノ數量ニ應シテ之ヲ配分スルモノトス
假渡ヲ受ケタル組合員ニ付テハ前項ノ場合ニ於テ差引計算ヲ爲スモノトス

第五十一條 物品受取當月中ニ賣却スルコト能ハサリシ物品ニ付テハ其ノ後ニ賣却シタル同品等物品ノ代金中ヨリ先ツ其ノ代金ヲ配分スルモノトス

第五十二條 物品受取後ノ危険ハ組合ノ負擔トス

第五章 剩餘金處分及損失填補

第五十三條 剩餘金ハ準備金及特別積立金ニ積立ツベキ金額ヲ控除シタル後ニ非サレバ之ヲ組合員ニ配當スルコトヲ得ス

前項ノ配當ハ其ノ年度ニ於テ組合ヨリ購買シ及組合ニ委託シテ販賣シタル物品ノ價格ヲ合計シタル金額ニ應シテ之ヲ爲スモノトス

第五十四條 損失ノ填補ハ先ツ特別積立金ヲ以テシ次ニ準備金ヲ以テス

第六章 加入及脱退

第五十五條 新ニ組合員タラントスル者ハ毎年十二月中ニ申込書ニ加入金貳拾錢ヲ添ヘ理事ニ差出スコトヲ要ス

理事前項ノ申込ヲ承諾シタルトキハ其旨加入者ニ通知シ出資第一回ノ拂込ヲ爲サシメタル後組合員名簿ニ記載ヲ爲スコトヲ要ス

第五十六條 組合員其ノ持分ヲ讓渡サムトスルトキハ理事ノ承諾ヲ經ルコトヲ要ス

持分ノ讓受人組合員ニ非サルモノナルハ加入金及出資ノ拂込ヲ爲サシメサルノ外前條ノ規定ヲ準用ス
第五十七條 組合員脱退セントスルハ少クトモ其ノ事業年度末六ヶ月前ニ其旨理事ニ豫告スルコトヲ要ス

第五十八條 死亡ニ依リ脱退シタル組合員ノ相續人カ直ニ加入ノ手續ヲ爲シタルトキハ組合ハ被相續人ニ對スル持分ノ拂戻計算ヲ爲サシテ之ヲ被相續人ト同一ノ權利ヲ有シ義務ヲ負フモノト看做ス此場合ニ於テハ加入金ヲ差出スコトヲ要セス

第五十九條 組合員左ノ事由ノ一ニ當ルトキハ總會ノ決議ニ依リテ之ヲ除名ス

- 一、出資ノ拂込又ハ購買物品ノ代金ノ仕拂ヲ怠リ期限後一箇月以内ニ其義務ヲ履行セサルトキ
- 二、組合員ヨリ購買シタル物品ヲ轉賣シタルトキ
- 三、自己ノ生産シタルモノニ非サル物品ノ販賣ヲ委託シタルトキ
- 四、第三十六條又ハ第四十四條ノ規定ニ違背シ物品ヲ購買又ハ販賣シタルトキ

五、組合ノ事業ヲ妨クル所爲アリタルトキ
六、犯罪其他ノ所爲ニ依リ信用ヲ失ヒタルトキ

第六十條 組合員脱退ノ場合ニ於ケル持分ノ拂戻ハ其拂込済出資額ニ止マルモノトス、但シ死亡、禁治産其他總會ニ於テ止ムコトヲ得サルモノト認メタル事由ニ因リ脱退シタル組合員ニハ持分ノ全部ヲ拂戻スモノトス除名若クハ轉任ノ爲メ又ハ死亡ノ爲メ脱退シタル組合員ニ拂戻スヘキ持分ハ脱退當時ノ財産ニ依リ之ヲ定ム、此場合ニ於ケル轉任又ハ死亡ノ爲メ脱退シタル組合員ニ對シテハ拂込済出資額及前年度末ニ於ケル準備金及特別積立金ニ對スル持分ニ相當スル金額ヲ拂戻スモノトス、但シ第五十八條ノ場合ニ於テハ此限ニ在ラス

第七章 組合ノ解散

第六十一條 本組合解散シタルトキハ理事其ノ清算人ト爲ル

第八章 附則

第六十二條 本組合設立當時ノ理事ノ監事ヲ定ムルコト左ノ如シ但シ第一回通常總會ニ於テ之ヲ改選ス

理事	何	某
理事	何	某
理事	何	某
監事	何	某

卵ためる會

縣下ニ於ケル 鷄卵貯金の實例
青森縣下北郡大畑村ニ於ケル「卵ためる會」ハ世人ノ既ニ熟知セル所ナランモ我が東白

川郡近津村大字上手澤字祖父岡ノ「卵ためる會」ハ未ダ廣ク世ニ知ラレス、然レモ其ノ成績又々見ルヘキモノアリ

同村ニ沼田熊藏ナル者アリテ夙ニ農村ニ於ケル貯金ノ必要ヲ唱導シ村内有志二十二名ニ説キ明治四十二年一月「卵ためる會」ノ組織ヲナシ爾來會員ニ養鷄ヲ爲サシメ其ノ生産セシ卵ヲ共同購置シ其ノ賣却金ヲ貯金シツ、アリ、創立日尙ホ淺ク其ノ貯金額モ僅カ五拾五圓ニ達スルニ過キスト雖爲メニ其地方ニ於テ農家ノ副業トシテ養鷄業ノ普及發達ノ實跡ヲ舉クルニ至レリ

鷄卵貯金組合 貯金組合ニ於ケル成功ノ要道ハ組合員ノ賢實ナル意志ト貯蓄方法ノ適切ナルニ俟タサルヘカラス、西白河郡社川村大字堀ノ内ニハ「鷄卵貯金組合」ナルモノアリ、明治三十六年四月ノ設立ニ係リ組合員各自養鷄ヲ行ヒ鷄卵ヲ賣却セシ金ヲ毎月二回ツ、積立ヲ爲シ已ニ其ノ金額百四拾貳圓ニ及ヘリト又々双葉郡長塚村大字長塚ノ有志二十七名ハ戊申詔書ノ 御聖旨ヲ奉體シ明治四十二年二月「鷄卵組合」ヲ組織シ會員一人鷄卵二個ヲ限リトシ、日々之レヲ集メテ販賣シ其ノ價格ハ全部郵便貯金トナシ利殖ヲ圖リツ、アリ、現在貯金額已ニ百貳拾五圓七拾錢六厘ニ達シ益々發達ヲ企圖シツ、アリ
尙ホ西白河郡川崎村、泉村字桂内、富久保、太田川ノ各部落ノ有志間ニ貯金組合ヲ組織シ組合員各戸養鷄ヲ爲シ其ノ鷄卵ヲ毎月三回一個ツ、組長ノ元ニ集メ之レガ共同販賣ヲナシ、其ノ得タル金ヲ貯金トナシ目下太田川組合ハ二百圓、桂内組合ハ五十五圓、富久保組合ハ七十五圓ニ達セリト

己酉貯金組合 双葉郡木戸村大字上小崎字成子内ニ戊申詔書ノ 御聖旨ニ基キ有志八名相會シ明治四十二年一月一日ヨリ毎月積立日ヲ十日、廿日卅日ノ三回トシ毎回一人ニ付鷄卵二十個ツ、ヲ積立ツルノ計圖ヲナシ、一名ノ世話係ヲ置キテ世話係ノ元ニ集卵シ共同販賣ヲ行ヒ賣却代金ハ他ニ貸付ケ利殖ノ方法ヲ講スルト共ニ一面農村ノ金融ヲ圖リ益々養鷄業ノ發達ヲ企圖シ、勤儉貯蓄ノ實ヲ舉ゲツ、アリ現在ノ貯金額ハ百三十三圓六十八錢ヲ有スト

養鶏貯金組合 明治四十二年七月、西白河郡三神村大字三城目字横石ノ有志相策リ「養鶏貯金組合」ヲ組織シ組合員各自養鶏ヲナシ、世話人ヲ置キ組合員ノ鶏卵ヲ集メ之レヲ共同販賣シ其ノ金額ヲ貯金トシツ、アリ

婦人團體の鶏卵販賣貯金 明治三十七八年戰役紀念トシテ到ル處各種ノ事業勃興セシト雖石城郡磐崎村大字藤原字田場坂婦人團體鶏卵貯金事業ノ如キ其例少ナシ同部落ノ婦人二十名、協同一致克ク報國ノ實ヲ舉ケンコトヲ誓ヒ各戸ニ養鶏ヲナシ、鶏卵ヲ販賣シ毎月末日世話係ニ於テ取纏メ之レヲ翌月五日迄ニ郵便貯金ニナシ其ノ通帳ヲ直チニ各人ニ配付シ置キ々金額ヲ増加セシメツ、アリ、爲メニ同地方ハ近來著シク其ノ普及發達スルニ至リタリト、又タ其ノ貯金額モ目下百二十五圓ヲ算スルニ及ヘリ

小田川家禽改良組合 西白河郡小田川村有志相集マリ家禽改良ヲ目的トシ一面其ノ生産物ヲ貯蓄シ納稅義務遂行ヲ易カラシメント明治四十一年家禽改良組合ヲ組織シ目下組合員ニ種禽ヲ交村シ種禽ノ産卵ハ毎日組合事務所ニ納付シ賣却代金ノ八分ハ組合員ニ交付シ二分ハ種鶏購入費トシテ積立ヲナシツ、アリ
小學兒童の鶏卵貯金と學校基本財産の寄附 小學兒童ノ養鶏ハ獨リ實業教育ノ普及ヲ圖ルノミナラズ、幼少ノ時代ヨリシテ勤儉質素力行、精勵ノ智徳ヲ養ヒ、鶏卵貯金ヲ成サシムルニ於テハ兒童ニ獨立的精神ヲ涵養シ貯蓄志想ヲ發達セシメ引テハ父兄ヲ善化セシ例又タ少ナカラス、我カ双葉郡津島小學校葛尾小學校ノ如キハ夙ニ之レカ實行ニ着手シ又一面學校基本財産増殖ノ爲メ一人ニ付毎月廿五日迄ニ産卵一個ヲ寄附セシメ校長ハ帳簿ニ其旨ヲ記入シ毎月廿八日迄ニ役場ニ提出スルニアリ、爾來創立日尙ホ淺シト雖今ヤ津嶋、葛尾ノ兩村内ハ爲メニ著シク養鶏志想發達シ家トシテ鶏ヲ見サルモノナク、或ハ其ノ生産物ヲ賣却セシ收入ヲ以テ兒童自ラ學藝品ヲ購入シ父兄ヨリ資金ヲ受ケサルモノアリト又以テ美風ト謂ツヘシ、而シテ現在兒童ノ寄附ヨリナル學校基本財産ハ未タ多キヲ見ルニ至ラスト雖將來續行シテ止マスンハ他日教育費ノ資源トシテ村財政ヲ潤澤ナラシムルニ至ルヘシ

又タ石城郡内郷村小學校ハ明治四十一年九月 東宮殿下行啓紀念事業トシテ四十一年十二月ヨリ學校基本財産ノ造成ト養鶏業普及發達ノ目的ヲ以テ高等科第一、二年尋常科三校ノ生徒千百三十餘人ヲシテ鶏卵貯金ヲナサシメ兒童一人ニ付初旬鶏卵一個ツ、提出セシメ受持教員之レヲ取纏メ販賣シツ、アリ、其ノ結果父兄ヲシテ養鶏業ノ有利ナル副業ナルコトヲ了知セシメ各農家ニ普及スルニ至レリト而シテ既ニ寄附セシ金額目下二百二十四圓五十二錢ニ達セリト

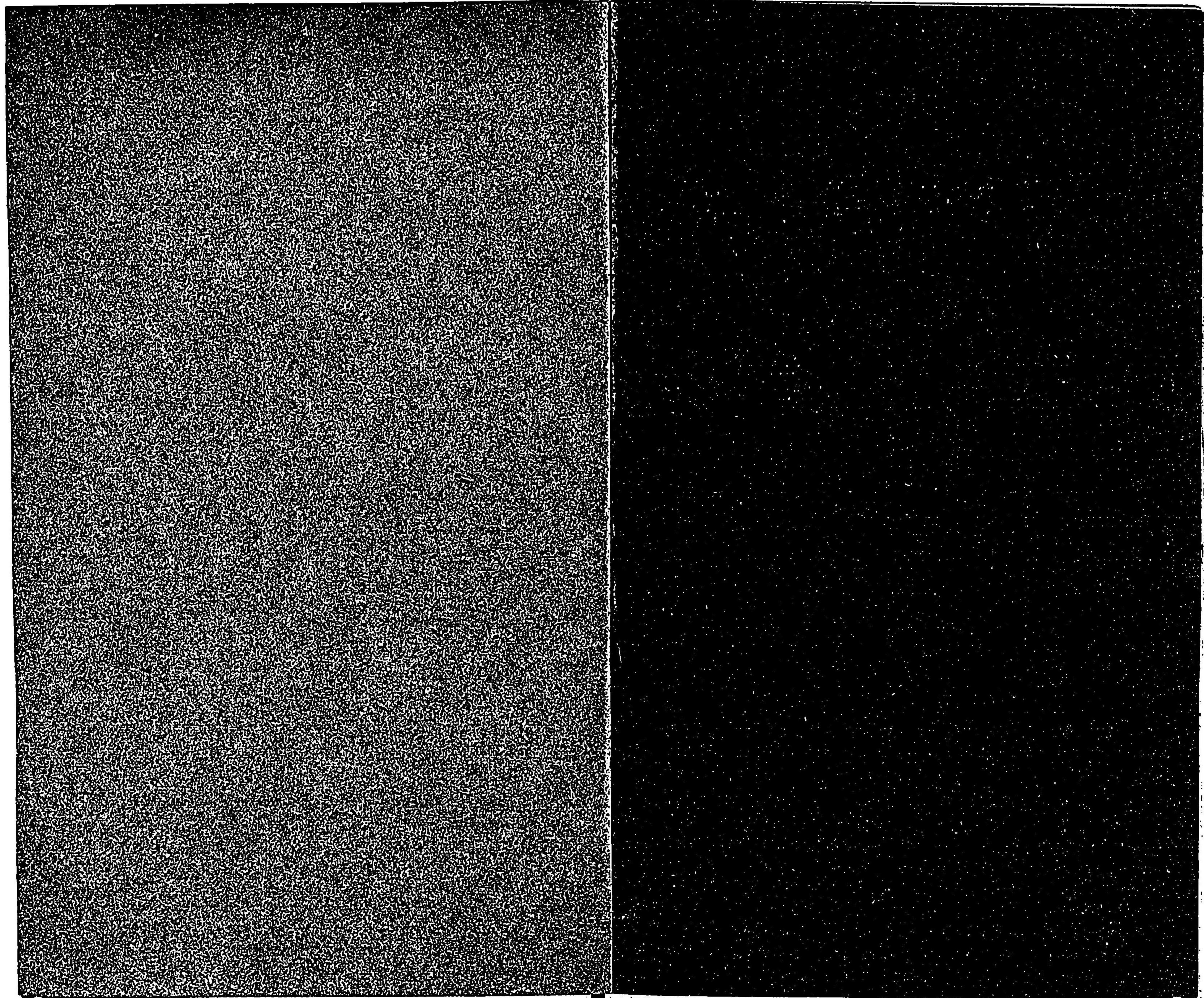
明治四十三年七月十日印刷
明治四十三年七月十三日發行

福 嶋 縣 內 務 部

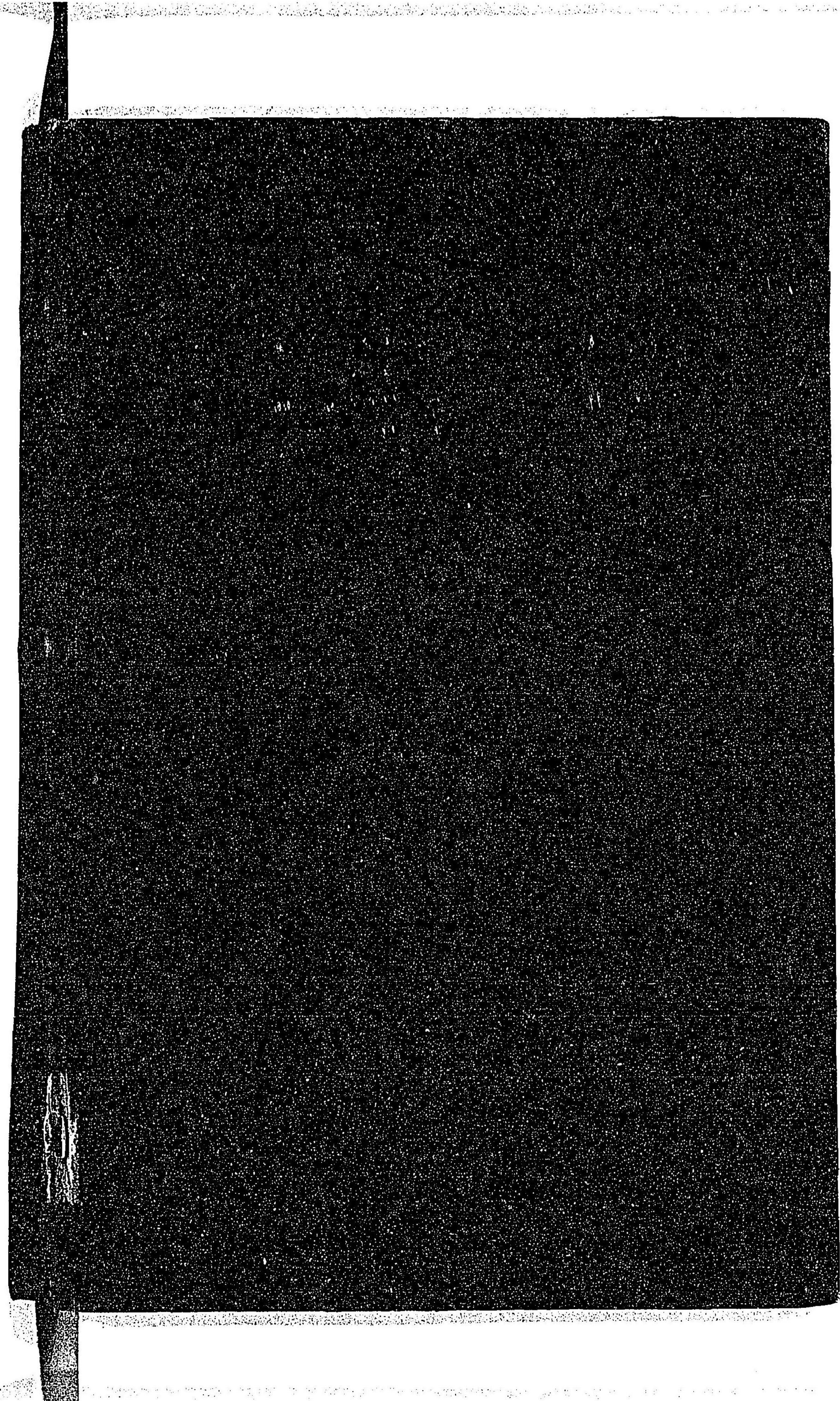
福嶋縣福嶋市本町十九番地

印 刷 者 齋 藤 國 次 郎

324
293



327
293



327
293

065108-000-4

327-293

養鶏手引

福島県内務部

M43.7

CCD-0587



